

<p>高味議長</p>	<p style="text-align: right;">( 9:26 )</p> <p>それでは、定刻より少し早いですけれども、皆さん、おはようございます。</p> <p>大変お忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。また、事務局におかれましても、たくさんの資料をご用意していただきまして御礼を申し上げます。</p> <p>ただいまの出席議員は全員であります。</p> <p>これより令和4年度2回木津川市精華町環境施設組合議会全員協議会を開催いたします。</p> <p>なお、コロナ禍、また、今年の冬はインフルエンザも流行する等々が言われておりますので、できるだけ簡潔、短時間で終わりたいと思います。長くても正午には終了したいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>本日の全員協議会の議題につきましては、お手元に配付した次第のとおりであります。</p> <p>また、会議録の記録につきましては、全員協議会規程第11条の規定により、議長が署名することになっておりますので、私のほうで後日、会議録を確認して署名いたします。</p> <p>それでは、議題に入りたいと思いますが、議事録等々の関係がございましたので、挙手を願って、議長の指名後に発言をお願いしたいと思います。</p> <p>議題の1、次回定例会に向けた課題等について協議をお願いしたいと思います。まず、これまで確認されている事項等について、事務局より説明を求めます。</p> <p>局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>それでは、皆様のお手元の資料1という形にしておりますが、次回定例会に向けた課題等についてであります。これまでに確認をされている主な事項について、簡単にご説明をさせていただきます。</p> <p>1つ目、前議会からの引継事項として、組合議会運営について整理が必要であるということをご確認いただきました。昨年11月26日の全員協議会でございます。</p> <p>続きまして、一般質問の試行実施について協議をいたしました。今年1月11日の全員協議会だったと思います。これにつきましては、本年の第1回定例会におきまして施行実施をお願いしたというところでございます。</p> <p>その次です。さらに今年の第1回定例会におきまして、議会運営委員会を設置、委員会条例の改正をスタートしたところでございます。</p> <p>続きまして、4つ目ですが、議運が開催したとき、直ちに課題の議論ができますように、今年の2月末までに意見集約をするということをご確認いただきました。したがって、提出された意見書等の概要については以下のとおりでございます。全文は本日、別途配布いたしましたとおりでございます。</p>

<p>金森事務局長 つづき</p>	<p>簡単に概要をご説明させていただきます。 大きく5つのことについて、ご意見を賜りました。 1点目は、会議録の未配付に関してということです。 2点目、議会運営の基本的な考え方ということでございます。 そして、3点目には申合せの明文化ということでございまして、現在、ペーパーで申合せが確認されている部分につきましては、事前に議事録と共に2部ご案内をさせていただいているところでございます。 4点目につきましては、第1回定例会の運用総括ということで、特に一般質問のやり方についてご意見等がございました。これにつきましては、次回11月の定例会にも関連いたしますことから、ご確認をいただきたいと思っております。 5点目につきましては、具体的な内容ということで、非常にたくさんのご検討課題、ご意見をいただいたところでございます。 詳細につきましては、別添資料のとおりとなっております。 以上でございます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ありがとうございました。 これまでの説明を事務局からいただきました。この点について、何かございましたら挙手をお願いします。 副議長。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>一番上に書いてある2つ目の1月11日というのは、さっき局長から全員協議会とおっしゃっていたけれども、そんな会議なかったですよ。</p>
<p>高味議長</p>	<p>局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>失礼をいたしました。全員協議会を受けて、後日、確認をしたということでございます。失礼いたしました。</p>
<p>高味議長</p>	<p>副議長。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>主語を教えてください。誰が何を確認したんですか。</p>
<p>高味議長</p>	<p>局長。</p>

金森事務局長	失礼いたしました。全員協議会が終了した後、議員の皆様全員でご確認をいただいたということでございます。 以上でございます。
高味議長	副議長。
佐々木議員	ちょっと正確に。1月11日のことを問うているんです。全員協議会は12月にありますよね。それは分かっている、了解しているんだけど、それを受けて、1月11日に誰が何をどう決めたんですかと言っているんです。
高味議長	総務課長。
松井総務課長	総務課長でございます。 令和3年12月17日に全員協議会を開催いただきまして、この内容についてご議論いただいた後、議員の皆様方に1月11日付で議会運営の確認事項として、議員皆様方からのご意見等取りまとめで、最終まとめた日が11日ということで、事前にお配りした資料の中に一般質問試行の確認事項の資料があったかと思いますが、その日付が1月11日ということでご確認いただければと思います。
高味議長	ほかございませんか。 なければ、この課題等について整理をしたいと考えますが、さきに説明もありましたとおり、前回の定例会において議会運営委員会を設置いたしましたので、本来、議会運営委員会で整理するものと考えております。しかしながら、現状として、閉会中の議会運営委員会の開催ができず、最短で次回の定例会後の開催となる見込みであることから、本日は前回の定例会から施行実施いたしている一般質問に係る事項について整理をしたいと思っておりますので、現状のままでいいのか、それとも改めるのか、全協の中で整理をしたいと考えております。何かご意見等ございますか。 副議長。
佐々木議員	今、議長から今日の議題は一般質問に限定するという発言がありましたよね。そういうことでしたね。
高味議長	はい。

<p>佐々木議員</p>	<p>今日、今、局長から話があった2月28日に出していただいた、要約したらペーパー1枚になる内容を出しているわけですね。既に2月だから8か月経過して、その段階でなお、今の段階で議論されないという話になってしまうわけですね。</p> <p>2月の全協だと思っただけけれども、前局長からペーパーが出ていますよね、今後の議会運営委員会の結成に向けてというもので、出ていますよね。それを見る限り、議運のメンバーの指名は閉会中でも議長はできるわけですよ。規約上、できますよね。だから、一応それは3月ぐらいに、前局長のメモでは今年の3月ぐらいに、つまり2月8日の段階ではまだ告示行為ができていないから、委員会条例を改正したけれども、それが有効になっていないということで、2月8日の段階での議会運営委員会の結成は断念したということです、それは。それは一理あるわけで、でも、それはその行為は数日間ではできるところから、通常、2月8日だったら2月の中旬ぐらいにはできるところ。それを受けて3月ぐらいに、メモには3月ぐらいに議長が閉会中の指名をすると。その後に臨時会があって、臨時会の開会后、休憩をして、正副委員長互選だから、議運が集まって正副委員長を決めようというのが2月8日段階でのスケジュールだったわけです。3月からしても、もう7か月経過をしているわけで、この期に及んでそれしかやらないという話になれば、一体、民主主義はどこにいったという話になってくるんですね。</p> <p>しかも、蛇足だけれども、さっきちょっと総務課のほうにお聞きしましたけれども、今日、一応傍聴人が来る可能性があるから、準備されているみたいだけれども、これすら傍聴規程に関して、傍聴券はない。準備されていない。つまり慣例が先行しているんですよ、今のこのやり方は。規約なんか無視です。だから、要するに何が言いたいかということ、私らが言っているのは要するに普通の議会と同じだと言っているわけですよ。普通のどこでもやっている議会のやり方。ちゃんとルールどおりやりましょうと。ルールがおかしかったらルールを変えましょうということを申し上げているので、一般質問に限定するという話はなかなか難しいんじゃないかというね。少なくとも今日は結論が出ないとしても、何が課題かということは全員協議会で共有しておかないと、今後、例えば議運が結成されても、そこで何をテーマに議論するのかが確定しないわけですから、そこまではやらないと何か今日の議題を見る限りでは、全協の意味がないんじゃないかというふうに思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>高味議長</p>	<p>閉会中に私のほうから全員協議会で決めた全員、私と副議長がオブザーバーという形で議会運営委員会に参加をすると。全員参加というところで、私のほうから閉会中に指名はいたしました。ただ、それ以降臨時会が開かれなくて、今日になっているということです。</p> <p>副議長。</p>

佐々木議員	ということは、現瞬間では既に議会運営委員会は成立されている。
高味議長	メンバーは私から選任をいたしました。それは閉会中のルールということですが、本会議が開かれない限り、議会運営委員会は開催できなかったということです。一応メンバーは全協で決めたように全員が参加ということで指名をいたしました。 事務局長。
金森事務局長	事務局長です。ただいま議長から説明がありましたように、委員会条例におきましては、閉会中であれば議長が選任をすることができる。そういった根拠を受けまして、2月22日に起案をし、議長のほうで選任をいただけたというところでございます。
高味議長	副議長。
佐々木議員	それがなぜ今日まで報告されなかったんですか。
高味議長	事務局長。
金森事務局長	事務局長です。議事録での確認ということでご理解を賜りたいと思いますけれども、全員協議会の中で議員の皆様方全員でご協議をいただき、木津川市方式で議長、副議長がオブザーバーとして委員に入る。そして、それ以外の6名の方で議会運営委員会を構成するという確認がされたことなど、それを受けての議長からの指名ということで、2月には。
佐々木議員	答えていません。質問と擦れ違っています。
竹川議員	なぜ報告されなかったのかという質問です。
高味議長	竹川さん。
竹川議員	そのことを議長、副議長がオブザーバーで、あの方で議運を構成するというのをなぜ報告されなかったのかと聞かれているので、それに対して答えていただきたい。

高味議長	局長。
金森事務局長	<p>事務局長でございます。まず、先ほども申し上げましたが、委員の構成については、まず、1点には議員の皆様の中で確認をいただいたというところもあって、そして、その委員の選任の報告というところでもありますけれども、これにつきましては法律上は報告の義務はないということらしいんですけれども、次回定例会、会議におきまして議長が諸般の報告でご報告いただくというのが定例となっているかと考えております。</p> <p>以上です。</p>
高味議長	副議長。
佐々木議員	<p>あまりこれをやっても、時間がないんですけども、それが木津川市議会のやり方なんですか、議長もだけども。要は議長が閉会中に委員の選任もしくは辞任、できるじゃないですか、規約上は。普通、精華町議会ではほぼ即座に知れ渡りますよ、そのことはみんなに。法的な義務があろうがなかろうが、議会を構成するメンバーに、議会の構成員の組織の運営で、何も8か月間も知らせないなんてあり得ない、そんなこと。そこなんですよ、言っているのは。そこでもし議長、このやり方、今の局長が言っている答弁のやり方だったら、今後続けばどうなるかですよ、私らの情報共有は。おまえら、知る必要はないから黙っておけという話になりますよ。</p>
高味議長	<p>いや、そうじゃないですよ。</p> <p>局長の説明は全員協議会で、議長と副議長がオブザーバーで全員が参加するという状態は全協でいただいていると。その手続きを踏んで、私が選任をして、次の本会議で発表するという方法を取ったということで、それは法的にも何ら問題ないという説明をしているんやから、それはそれでいいんじゃないですか。</p> <p>副議長。</p>
佐々木議員	<p>だから、そのところ。要するに法的に義務がないものは、構成員には全く知らせないでいいと。少なくともチャンスはありましたよね。今日の全協を招集する文書にも何も書いてないですよ、はっきり言ってそれに関しては。遅くとも9月の何日かに、今日の全協の招集があったけれども、その段階では2月何日に議長が、2月の委員会条例の改正に伴って指名をしましたと書けますよね。それも多分聞いたら、法的に義務がないから書かなかったと言われるかもしれないけれどもね。こういう議会運営をしていいんですかと言っているんです。</p>

高味議長	<p>言われることは念を入れて、一度念を入れて、もう一度報告したらどうやったということと言われてるんやけれども、事務局側としたら、次の本会議にて議長が報告を改めてするという方法を取ったということです。</p> <p>ほか、ございませんか。</p> <p>森本さん。</p>
森本議員	今の件で。
高味議長	いやいや。
森本議員	<p>先ほど来の件で。</p> <p>今日が時間的にも12時までということであるので、どれか一つでも、やっぱり今日せっかく出てきてんから、議長が言われたように、一般質問のやり方については、きっちり決めたらどうかなというふうに思いますので、そろそろ一般質問の事項に入っていったらどうなんでしょうか。</p>
高味議長	<p>よろしいか。ほかの方の意見としては。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、戻りたいと思います。一般質問を前回、試行的に行いました。最大で30分程度設けて、その方向でもええやないかという声と、もうちょっと再考したらどうかという声がございますが、皆様の意見をお聞きして、次の定例会には採用したいなと思っておりますので、よろしくご議論お願いいたします。</p> <p>森本さん。</p>
森本議員	<p>一般質問の答弁者の件が課題に出ていたと思うんですけれども、まず、答弁者については、質問者の方が管理者にお願いしますと管理者の名前を答弁者のところに書かれていたとしても、事務局長が答えたとしても、これは管理者に成り代わって答えているのであって、別段それが間違いだということにはならないので、そこは事務局長が答えたとしても管理者に成り代わっているねんから同じことではないかなと、私は考えています。</p> <p>それから、時間の件なんですけれども、やはりこれは30分を、ほかの組合のことを言っただけなんですが、山城病院組合のほうでは質問と答弁で30分ということになっておりますので、一問一答であれ、一括方式であれ、30分を目安として質問と答弁をお願いしたい</p>

森本議員 つづき	と。質問と答弁で30分というくくりにさせていただきたいと考えています。 以上です。
高味議長	森本さんは、答弁者は理事者側が判断するということと、30分ほどでいいとおっしゃっています。 ほか、ございませんか。 竹川さん。
竹川議員	<p>僕もほかの議会はよく知らないんですけども、やっぱり当人が答えているという議会も多いし、精華町でもやっぱり町長に成り代わりましてというのはあるのでね。ただ、答弁者指名と、そんなのはないんですよ、一般質問の通告書にはね。100%管理者が答えてないので、それやったら答弁者指名という項目をなくしておいたら、書いてあるのに何で答えへんと思うので、それやったら答弁者指名で。僕はなかったらなかったで構わへんと思うので。</p> <p>それと、時間制限30分というのはやむを得ない、そういうのかもと思うんですけども、質問が3回までというのは、森本議員おっしゃられるように、一問一答のほうがやっぱり安易に聞けるという中なので、3回までという縛りは除いていいかなというふうには思っています。</p>
高味議長	森本さん。
森本議員	<p>今、竹川議員が言われたように、答弁者のところについては、それが皆さんが合意であれば外してもいいと思います。</p> <p>それから、3回の縛りというのは30分という縛りがあるのやから、別に3回という縛りはなくしても問題ないと思います。</p>
高味議長	<p>ほか、ご意見ございませんか。</p> <p>今聞いておりますと、答弁者の様式、それは木津川市の様式だと思うんです。木津川市の皆さんが一般質問されるときに指名を書いておられますけれども、指名どおりにはいっていないということで、木津川市の取り方としては、できるだけ議員が一般質問で答弁してほしい人を書いているということで、必ずしも書いている者が答弁するということは今まで木津川市になかったと思いますので、誤解を招くようなら、今、竹川議員から言われたように、省くという方向でよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>



<p>高味議長 つづき</p>	<p>そうしたら、様式を変えてもらうことで決定いたしました。 次に、時間制限は30分というのでいこうという意見が多うございますけれども、それはそれでよろしいでしょうか。 伊藤さん。</p>
<p>伊藤議員</p>	<p>30分にくくっておかないとだらだらと、1時間とかになればね。もし3人、4人、5人の方が一般質問された場合は1日全てほかの大事な審議にも喰いこんでいくということになりますので、30分ではという感覚。 ただ、一問一答式かどうかということは、分かりやすいことは分かりやすいです、そのまま一括質疑、一括答弁よりも。だから、それは皆さんがどっちか決めて、私は多数決で決めていただければいいと思います。</p>
<p>高味議長</p>	<p>多数決というか、合議にします。</p>
<p>伊藤議員</p>	<p>合議に。</p>
<p>高味議長</p>	<p>そうしたら、まず、時間は30分というのはおおむね皆さん、了解もっておりますので、30分でご異議ございませんか。  (異議なしの声)  それでは、時間は30分、答弁、質疑合わせて30分ということで運用したいと思います。 次に、回数です。3回制限を取って、一問一答方式にしたという声のほうが多いと思いますが。 高岡議員。</p>
<p>高岡議員</p>	<p>今試行的にされている状況ですよ。前回、一般質問も皆さん、したい方はされました。一括でされましたやんか。僕はまだ試行的で、これから本格的に移行していく中で、やっぱり一括質問、一括答弁というスタイルで中身の濃い議論をしていただく。一問一答式にいくまでもないと思いますけれども。3回という縛りも、30分という中では普通に使われる時間なので、あまり細かく、一般質問とはいえ、一部まだ試行的という段階ではもう少し様子を見たほうがいいん違うかなと思います。次の議会からは選挙を控えています。限られた回数しかない。本会議は1回になるのかな。2回になるのかな。実質1回としてもですよ、でも。ちょっとそれは進め過ぎるのは乱暴違うかな。我々もしっかり木津川市議会側に持って帰らんなん部分もあると思</p>

高岡議員 つづき	ますし、精華町のほうでもしっかりと固めてもらわないと、今この場でとんとんと進めていくような話ではないかなと思いますけれども。
高味議長	副議長。
佐々木議員	確認ですけれども、精華町議会は、今、一般質問は一問一答方式でやっています。何の問題も起こっていません。一問一答が中身がないとも思いません。充実しています、ある程度。木津川市議会さんは一問一答じゃないということですか。
高岡議員	一問一答です。
佐々木議員	それだったら、別に今、3回制限もなくしてから、両方の議会でやっている方式をやって、何の問題もないでしょう。
高岡議員	山城病院も一括と違いますのか。山城病院はたしか一括でされているんですよ。というのも参考に、我々木津川市議会も、選挙前に。
佐々木議員	選挙は関係ないでしょう。
高岡議員	様子を見たらいいん違いますかということをお願いだけです。
高味議長	挙手をもって。 大野さん。
大野議員	すみません。1期目であまり分かっていないので、自分のところのしか分からないですけれども、私、この間のときに一括というのを見させていただいて感じたのは、やっぱり一問一答のほうが内容的にも、今ホームページにも載っているじゃないですか、それを見るときにも、一問一答のほうが受け答えがずっと続いていくので、見る方も分かりやすいと思うんです。私たちも、質問する側も行政の方が言うてくださることも一問一答のほうが、やっぱりそのことに対しての答えをどんどんと質問に答えていくという方式なので、私はそっちのほうが、一問一答のほうが自分にとって分かりやすいんじゃないかと思うので、一問一答の方がいいと思います。 以上です。

高味議長	竹川さん。
竹川議員	<p>私も一問で、いろんな議会はどうかというのとは調べますけれども、身近な木津川市と精華町、京田辺市くらいなので。例えば、3回にすると、僕は民主主義上、問題があると思うんですね。例えば精華町ではそんな答弁はほとんどありませんけれども、例えばのりりくらしとか、質問に答えない部分で、極端に言うたら3回目言うたら同じことを聞けないですね。答えてくださいよと。一般的に答えてしまう。質問はこうですと。また一般的に答えてしまう。それでおしまいと、乗り切ったら、そんな答弁はしないと思うんですけども。やっぱりそないに5回も10回もずっと一問一答しませんのでね。例えば4回、5回とかその辺が多いと思うので、無理に3回とかというふうに縛りかけるような理由はないと思うんですけども。代表質問であるとか、何かそういうこともあればしょうけれども。</p> <p>それと、選挙を控えているからというのはやめてください。何の関係もないでしょう。</p>
高岡議員	やめてくださいというのはあんたが言うことと違う。任期中やという話だけで。
竹川議員	ですから、それはここの場に全くふさわしい発言では僕はないと思うので。
高岡議員	それをあんたに言われることはない。やめてくれというのは、やめておけよ。
高味議長	手を挙げてください。 不規則発言は控えるように。 どうぞ。
竹川議員	だから、3回に縛るという理由はないと思うので、そんなに一問一答というても同じ質問を10回も20回もしませんので、やっぱり聞くときというふうには当然しておいたほうがいい。何の支障もないと思いますので。発言中ですので。
高岡議員	まだか。簡潔明瞭をお願いします。要点だけを。

竹川議員	あなたが僕の発言を止めたからです。あなたが悪いんですよ。ちゃんと人間、謝るところは謝りましょうよ。
佐々木議員	進行妨害をしたらあかんで。
竹川議員	謝るところは謝りましょうよ。我々は議員、人格的にも高いレベルを保ってくださいよ。一問一答で何の支障もないと思うので、これでいいと思います。
高味議長	先ほども言いましたけれども、挙手をもって発言をお願いいたします。 副議長。
佐々木議員	<p>だから、要するに高岡議員の話はちょっと分からないけれども、一つは事務局に確認したけど、私らが精華町議会から出した2月28日のペーパーというのは、事務局に確認したら、既に即座に木津川市の議員さんには情報共有していると。つまり配られているというふうに聞いていますから、多分3月段階で配られていたと思うんですよね。そのとき、今日の今、議論したいことを書いてあるでしょう、こうしたらどうかと、改善提案の中に。提案書ね。もう一遍言いますが、3月から1回も、7か月間何の反応もなかったじゃないですか。例えばうちから出した提案に対して、これはちょっとねとか、もう少し再考したらどうかとかいうの、反応があったらまた考えられますやんか、みんなでそれは。そもそも会議がないのは問題があると思いますけれども、それはちょっと置いておきましょう。問題だけでもね。</p> <p>しかも、竹川議員さんがおっしゃったのは、もう一回前回の、前回というのは12月の全協みたいで、木津川市議会に持って帰ると言い出しはったんですよ。おのおのの議会に持って帰るという話は論外の話で、この前確認されているじゃないですか、そういう問題じゃないと。私らは当然、母体は木津川市議会、精華町議会ですけど、ここの事務組合議員なんだから、事務組合議員として主体的に決めればいいんであって。</p> <p>百歩、二百歩譲って、木津川市議会、それはそれで結構ですと。私らもそれは決まる前に相談しますから、ほかの議員さんとも。何で3月から放っておいたということですよ。3月、4月、何か月間、相談するチャンスがあったじゃないですか、木津川市議会の中で。精華町議会からこんな提案があるけれどもどうなのかと。意見集約の機会、いっぱいあったでしょう。この段階に及んでそれを言われちゃうと、いわゆる時間稼ぎとしか思えない、申し訳ないけれども。要するに成立したら、合意できるのも、あかんやつやとも書いていないです。</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>恐らく木津川市も精華町も一問一答方式をとっているというのは、さっき大野さんからあったみたいに、一括方式を前にやったわけじゃないですか、3回も。というのは非常に分かりにくい。つまり複数のテーマ、複数の中身が入っちゃうから、非常に答弁するほうも、聞く側も、傍聴者も分かりにくい。しかも、よく起こっている、うちもよく起こっている、ここでも起こっているけれども、答弁漏れが発生すると。1問だったらないけれども、3つ、4つ、5つあった場合には答弁漏れが発生すると。だから、議長さんが大変なんですよ。全ての答弁がされたか確認、チェックしながら、漏れがあったらそれをやってもらおうと。じゃないと、次の、2回目の発言を許しちゃったら、カウントされちゃうから、2回目にね。答弁漏れがなぜか質問者の議員側に責任があるような話になっちゃうということもあるので、議論をかみ合わせるために、もっと言えば議会としての権限、機能をきちっと発揮するために、多くの議会は一問一答方式を採用しているんですよ。だから、もしそれが抵抗があるというんだったら、一問一答方式と一括方式の比較表というか、どこがどう優れて、どこがどう優れてないのかというのをちゃんと提言をしていただければ、話は聞きますよ。聞きますが、今2つの市、町議会でやっている一問一答方式が決定的にまずいということが特にならないうんだたら、細かいことはありますよ。例えば時間制限とかね。往復、そういう問題はあるけれども、大枠で一問一答方式が非常にまずいと。分かりにくいし、何をやっているか分からんし、うまくいかないというのがあったら、それはそれで一考に値すると思うんだけど、既に2つの議会がされている方式を採用しないというのはなかなか難しいというか、判断しにくいんじゃないかと思しますので、私自身は一問一答方式。時間制限は当然、さっきも誰かがおっしゃったように、無限って話にならないから、当面は30分でいいと思いますけれども、それは後ほど協議すればいいだけだからね。取りあえず方式については一問一答方式というのが分かりやすいし、答弁漏れも起こりにくいし、噛み合った議論ができると思います。</p> <p>以上です。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ちょっと、今一問一答方式と3回制限という中で、皆様のご意見を聞いて、まだ宮嶋さんだけ意見がない。</p> <p>宮嶋さん。</p>
<p>宮嶋議員</p>	<p>宮嶋です。木津川市の議会基本条例の中でも、一般質問は一問一答とすると基本条例で示していますので、一問一答でいいと思います。それ以外の方式というのが過去に戻るわけです。私も、旧の木津町時代、一括質問、一括答弁の一般質問を何回か経験しましたがけれども、やはり先ほどからいろいろ議論が出ているように、やりにくい部分が多々あります。30分という枠を決めているわけですから、一々持ち</p>

<p>宮嶋議員 つづき</p>	<p>時間があるわけでもない。総体としての30分だから、事務局の手間も要らんわけですから、それで何ら支障はないと思います。 以上です。</p>
<p>高味議長</p>	<p>今の意見を聞いていると、高岡さん以外は一問一答方式でいったらどうかという声が多うございます。賛否は取ろうと思っていませんけれども、多くの意見が一問一答方式という声が上がっているから、次の一般質問は一問一答方式でしたいと思いますが、ご意見ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議がないので、次回の一般質問は一問一答方式を採用するという ことです。 事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>1点だけ確認をさせていただきます。今ご意見いただきました。次回については、30分、そして一問一答方式でやられるということでございますので、そういった意味では、運用上3回という制限がなくなるということになります。冒頭にご説明して、資料としてお渡しさせていただきました、1月11日確認の一般質問の取扱いを見直しをする必要があるということが1点です。</p> <p>加えまして、会議規則の中では準用規定というものがあまして、要は質問についても3回規定というのを準用していくという規定があるわけですが、そこまではまだ試行の段階でございますので、まだその部分はさわらず、まず、試行的な導入をしていこうと。そのような解釈、ご確認ということによろしいですか。</p>
<p>高味議長</p>	<p>ほか、この件について、一般質問についてございませんか。 副議長。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>先ほど答弁者指名欄をなくすという話はいいんですけれども、前回の2月の一般質問でかなり問題となっているのは、全て事務局長だったんですね、会議録を見る限り。それ以外のところでも、過去にいろんな議論をさせてもらっている中で、マッチポンプということを指摘させてもらっているんですよね。つまり事務的な答弁とかいうのは当然事務方でやってもらったらいいと思うんです、そう思うんですけども、ただし、政治判断をしないあかん項目、それから、独立している会計管理者に関わる項目、これを全て事務局で答えちゃうと。分かりますね、言ってること。仕事をしている人間が答えるわけですよ、それに対して疑義が出ているのに。仕事をしている人に対して、それちょ</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>っとおかしくないですかと言われるのに、それはそんなものおかしい      と言うはずがないですよ、普通ね。自分がやっている仕事がおかしい      なんて言えるはずないんであって、それはやっぱり管理者という、上      に立つ上司としてのもっと大局的に見ている人が法律や法令だとか、      また仕事について勘案して判断すること、普通はそうですよね。だから、      必ずしも全部が全部とは言いませんが、権限が属してないことまで      事務局長が全部答える話を容認してしまうと、こんなのは牽制機能      はゼロですよ。組織内の牽制機能はあり得ない。議会の牽制機能とい      うのもあり得ないということになっちゃうのでね。そこはやっぱりち      ょっと、絶対とは言いませんが、やっぱり管理者や会計管理者等独立      している、監査委員もそうですよ。監査委員のトップにだって、これ、      うちなんかほとんどないけれども、なかったけれども、過去は議      選監査、監査委員が聞かれたら、事務局に答弁させますといたんです      ですよ。でも、事務局は監査を受ける側じゃないですか、場合によって      は。監査を受ける側が答弁して、そんなの逆さにやってもできるはず      がないんであって、それはやっぱり監査委員は監査委員で調査機関だ      からね。さっき言ったみたいに細かい数字については、それは事務方      がやったとしても、大局的な考え方とか方針だとかということにつ      いてはしかるべき人、さっき申し上げたように、管理者、会計管理者、      監査委員という特別なメンバーが答えないと、それは何回も言います      けれども、組織としての機能、牽制機能、監視機能とかもゼロになり      ます。ですから、運用上はよろしくお願ひしたいと思う。</p>
<p>高味議長</p>	<p>今の意見なんですけれども、我々には残念ながら指名する権利はご      ざいませので。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>議長にはあるよ。</p>
<p>高味議長</p>	<p>今回の意見も踏まえて、理事者側には、管理者側にはこの意見があ      ったということは事務局を通して伝えていただきます。      高岡さん。</p>
<p>高岡議員</p>	<p>今、佐々木副議長のほうからご意見がありましたけれども、この点      は議長の采配で振り分けていただかないと、答弁者も。佐々木さんも      そう言うてはるのでしょうか。</p>
<p>高味議長</p>	<p>というのは挙手をもって、議長が指名をいたします。管理者が挙手      していないのに、ここを管理者にという権限は、それは最終的にはあ      りますよ、誰も手を挙げへん場合は。そやけど、しっかりと管理者に      代わる方が挙手をもって、手を挙げた方に指名をする。これも議会運</p>

高味議長 つづき	営上、当たり前のことです。
高岡議員	だから、その辺も含めて、議長の指名で采配してもらったら、それはオーケーやと思っていますので、そこのほうが。
高味議長	だから、こういう意見があったから、管理者側が答えられる部分は手を挙げてくださいというお願いを事務局長を通じてやろうということです。 副議長。
佐々木議員	線引きが、確かに管理者に属する件に関しては、一定事務方が答えてもいいと思うんですよ、そこは事務局が。そのとおりです。私が言っているのは、会計管理者とか監査委員はそうじゃないでしょうと。そこまで全て事務局長が、事務局長の立場からしたらですよ、管理者の代理でもある。会計管理者の代理でもある。監査委員の代理でもあるという人だと今なっているんですよ。それはあり得ない、そんなことは。もう一遍言いますが、事務的な数字とか金額とか、そんなものは結構ですけども、大局的な方針とか見解だとかいうのは、そこは事務方が答えるものではない。国会もそうじゃないですか。普通の議員もそうだし。政治判断は、それは政治家がやるという話ですからね。そこの采配は、今、高岡さんが言ったように、議長にお願いしたいと。全て、全て指名とは言わないけれども、やっぱり答えるべき人がいるわけだから、しかるべき人が。それはちゃんと采配しないと、話が変になってしまうし、議会の監視機能なんて全く機能しない。
高味議長	もちろん監査委員に関しては、監査委員が答えると。 高岡さん。
高岡議員	今おっしゃったのも、やはり通告書を受けて、議長のサインでオーケーを出す。なおかつ一問一答式ですということ、そういうことは事務局の中の通告書を頂いたときにしっかり勉強されると思うので、その辺も含めて、最後は議長が通告書を見たときにしっかりと内容を把握した上でサインを書きただけであれば、佐々木さんがおっしゃった問題はほぼ解決できる。一問一答式にするということで、これは詳細な勉強はしていただかなければならないということは必要だと思います。
高味議長	だから、まずは議会運営上、挙手をもって議長が指名すると。その



高味議長 つづき	基本は僕は変えません。 ほかございませんか。 伊藤さん。
伊藤議員	通告書の明記で資料配布が無視されているという表現がここに。資料配付とは、ちょっと私、どのことを言っておられるのか分からないのでちょっと説明していただいて、我々はそれを理解させていただけたらと思います。
高味議長	副議長。
佐々木議員	配られていないのは分かっていますので、知らないのは当然なんですけれども、精華町議会では、議員の一般質問に関しては、例えばパネルだとか、図とか表とか、またはパネルを作ったり、または別紙で資料を作って、常任委員会の会合をして、要するに一般質問をより分かりやすくするようなことは議長が許可しているんです。それは事前に一定時間が決まっているから、この時間までにそれは言ってねと、議長に対して言ってねということはそのルールはあるけれども、基本的にはそういった写真だとかグラフだとか、または別添資料とかいうのは認められていますので、その感覚で前回は、いわゆる私の一般質問の中にあっただのは、要するにさっきから言っている職員の権限分担の話ですよ。つまりお金を預かる人と管理する人がやっぱり一緒はまずいでしょう、それ。横領が起きちゃうから。だから、管理する人と預かる人は別にすべきだというような質問をしているんです。そのときに、事務局に作ってもらったものがあるんですよ、事前に、通告前に。どんな経路で決裁しているよという、現金とか様々な起債、起案文書とかいうのをどういうルートで決裁しているよという表を作ってもらって、それはもらっているんです。それを前回、一般質問のときに私の質問に関連するから、議場に配るために印刷をお願いしますと言っているんです。だけれども、それは配られなかったということです。そういう意味です。
高味議長	伊藤さん。
伊藤議員	木津川市の場合は、議員が全部段取りするんです、議員さんによって。
佐々木議員	それはうちもやりますよ。

伊藤議員	<p>それで、今ネットからで、タブレットで先に出しておけば、それをアップしてもらえるんです。だから、それをちょんちょんとクリックしたら、何を、写真にしろ、図にしろ、図表にしろ、全てが分かる。細かくいっぱい書いてあっても一目瞭然に分かる。それは議員側が段取りするんです。</p>
佐々木議員	<p>そういうルールがあるからでしょう。</p>
高味議長	<p>副議長。</p>
佐々木議員	<p>だから、そのルールが木津川市のルールであって、精華町のルールは、パネルとかは自分でやるけれども、例えば1枚物の表とか図式とかいうので、これを配ってというものは事務局がやっているんです、精華町議会は。それはね。だから、どちらを採用するかはどちらでもいいんだけど、そういうふうなルールで指示してもらったらいいんであって、私がするときに、この資料を配ってというときに、いや、木津川市は、今おっしゃったように自分で配るとなっているから、だったら、私に対して準備して持ってきてねと言えは済む話じゃないですか、それは。それすらなかったという話ですよ。そうです。それだったら準備しますよ、当然のことながら。</p>
高味議長	<p>伊藤さん。</p>
伊藤議員	<p>作ってもらったということですので、それを佐々木議員さんのほうが資料をもらっているわけでしょう。それをコピーして配ってくれはったら、これをしてくださいと。</p>
佐々木議員	<p>だから、そういうルールにするんだったらそうしましょうよと言っているんですよ。ルールがなくて、なおかつ木津川市のやり方をこっちに伝えてもらえないものだから。精華町は事務局にお願いしたらやってくれるんです、それは。議員だけじゃなしに、理事者側は向こうに行政側の人もあるから、枚数分からないしね、何枚要るか。それは事務局が段取りして、議場に要る分は配ってもらうというのが精華町方式なので、伊藤さんが言うのは木津川市方式だから分かるんだから、どっちかに決めてやってもらわないと、言った方がいいが無視されて、当日来たらないなというのが前回の2月の状況です。だから、私は2月も配るかなと思ったんですよ。配られていると思ったんだけど、来たらないと。なおかつ自分でやれとも言われぬというのはおかしいんだと言っているんです。</p>

高岡議員	試行的やから、すみません。
伊藤議員	すみません。
高味議長	<p>今のやつ、整理だけしておきます。副議長の案、今まで言った、どこの議会でも配付資料を議長の許可をもらって配付すると。そこまで上がってなかったというのが。議長としては、それがあつたら断ることは一切ないです。卑わいなやつとか、錯視的なやつは駄目やけれども、一般質問に必要な資料を提出される分には拒否することはないです。</p> <p>ほかございませんか。 森本さん。</p>
森本議員	<p>今の件で。資料は事務局から提出してもらおうと。配付する場合は、各議員がコピーして配付するというのでいいんですよ。それで議長に許可をもらおうと。それができる場合もあるやん。</p>
高味議長	<p>これは一般質問に関連することやから、次回の一般質問でも資料を提示して一般質問したいという申入れがある場合に、資料を議員各自が作るのか、事務局にお願いするのかというところを整理しましょうか。</p> <p>森本さん。</p>
森本議員	<p>それで、事務局しかデータを持っていない資料は事務局にお願いしやんと、それを提供してくださいと。表1枚だけ下さいと。その資料の提供は事務局にお願いせざるを得ない。自分で作れる資料は自分で作れるんだけど、そこはどうなんですか。</p>
高味議長	<p>いや、だから、言うているように、議会には資料請求権というのが、議会ではですよ、資料請求権を基本条例でうたったから、基本的には議会に資料請求権はないです。ただ、公に出ている書類については、事務局の判断で提出をお願いして、提出をしてもらって、それを各自自分でコピーするのか、事務局にコピーしてもらって配るのかというところを整理したいと思います。いいですか。</p> <p>まずは、木津川市は各自が用意をすると。精華町は事務局が用意されていると。どっちの方法でやるかというところを決めていただいて。これは予算的にはどうなんですか。</p>

金森事務局長	資料にもよりますけれども、じゃ、例えば資料を数枚程度あればコピー代で済むことですから。ただ、言われてもその程度のことしか事務局ではできませんし。
森本議員	枚数に限りがあるもんな。
金森事務局長	こんなごついのを配れと言われても。
高味議長	副議長。
佐々木議員	<p>だから、本当は要するにどちらかが実務的にどうかじゃなしに、精華町も木津川市も恐らく政務活動費がありますよね。出ていますよね。その中で要は出るんですよ。自分でコピーする場合だって、それは可能ですよね。ただ、ここはないので、政務活動費がない状態のところ自分でやれと言われた場合に、これは一体誰の責任で負担するものなのという問題が起こるじゃないですか。</p> <p>例えば、今回会議録を出してもらっているのも、前の事務局のやり取りとか、既に6月ぐらいかな、会議録をアップしてもらっていますね、ホームページにね。アップしていますと言われたわけよ。ということは、暗に自分で見ろと言われたわけですよ。自分で見ろと。必要なら自分でプリントしろと言われているのとほぼ等しいんですよ。だから、その方式を取るなら取るでいいんですよ。いいんだけど、その場合、例えば会議録のコピーは大体、普通だったら1ページ10円じゃないですか。その分を例えば私が会議録をホームページからダウンロードしてコピーしたと。これをポケットマネーで払うべきことだと、そうじゃないですよ。ここの議員として活動している経費を、こういう経費を自分の財布から出すというのはおかしな話なので、その場合は申し出て、後で費用弁償してもらったら結構です、それは。だから、各議員に任せて、一般質問の資料なんかも、各議員に任せますよ、配付も、コピーも。それはいいですよ。そういうルールを取る場合だったら、後で費用弁償の請求を認めてください。そうじゃなくて、精華町方式みたいに、事務局にメールなり何らかでお願いして、これをコピーして配ってくださいということでやっていくんだったら、それはそれでやってもらったら結構だからやってくださいと。ただ、局長の言う分厚いというのは極論の話であって、通常、2つの議会でもそんな何百ページに上るような資料を配る方は多分ないでしょう。あっても二、三枚ですわ。だから、そんな何百ページの話を出すと問題じゃないから、通常、常識の範囲でやっていた範囲でのことでしょう、今の議論は。そこに限定しないと、何百ページも大変ねということで変な話にいつちゃうので、だから、要するに誰の費用負担でそれをやるかという話ですね。</p>

高味議長	<p>なかなか予算が絡んでくる、金額的には低額ですけども、これは予算が絡んできますので、なかなかこの議論は今すぐ出せるかなというのはちょっと整理させてもらいたい部分があります。</p> <p>竹川さん。</p>
竹川議員	<p>パネルは、私は自分で作りますよね、普通は、議長の許可を得ながらね。普通、資料はそんな膨大な、こんな何百、そんなの、まず考えられない。多分1枚か数枚やと思うので、それは事務局のコピーでいける範囲なので。結局、事務局のほうで、これちょっと配っておいてもらえますかというときに、いけますというのか、作るけれども、9枚分は議員が配ってくださいというのか、その程度の問題。膨大なお金はかからないので、それができるかどうかはちょっと聞きたい。それはできますよというんだったら、それでいいし、コピーはするけれども、配付は各議員がやってくださいねやったら、それは大したことじゃないので。その辺、どうですか。</p>
高味議長	<p>予算的には議会費の中で、事務局が出すとなったら議会費の中でそれはできるの、どうなの、予算。予備費じゃなしに。</p> <p>局長。</p>
金森事務局長	<p>今、竹川議員からご意見が出ましたが、事務局のほうで1枚2枚、恐らくそんなものかと思えますけれども、準備をすることは不可能ではありません。ただ、この議員はこうだけれども、この議員はこうというようなことがあってはいけませんので、それは皆様の中でしっかりとコンセンサスを取っていただきたい。</p>
高味議長	竹川さん。
竹川議員	<p>じゃ、僕の経験でも、前もって資料をA3の場合とか、せいぜい1枚か2枚なので、配られるのは。だから、金額的には大したことないと思うので、要はコピーはするけれども、配付も事務局でやりますか、またはコピーするけれども、配るのは各議員で配ってねというのか、それだけ判断していただけたら。</p>
高味議長	事務局長。
金森事務局長	<p>コピーをするということじゃなくて、皆さんで最終的にはご判断をいただきたいんですけども、コピーをすることはできます。加え</p>

<p>金森事務局長 つづき</p>	<p>て、それを議場に、机上に配付しておくということも不可能ではありません。恐らく木津川市のほうでは、政務活動費を使われているんだらうなという気はします。お金もあるかもしれませんが、そういったことで、よく議員に活用していただく。それぞれの議員が一般質問が始まる前に机上に配付しておくというふうなやり方をしておりますので、それが順序はこうなるかもしれませんが、不可能ではないということでもあります。</p>
<p>高味議長</p>	<p>高岡さん。</p>
<p>高岡議員</p>	<p>今お聞きしてしまして、木津川市議会のほうではペーパーレス化、タブレットを貸し与えてもらっているんです。精華町議会さんのほうでは、議会の中でタブレットをお使いじゃないんですか。</p>
<p>竹川議員</p>	<p>持ち込めますよ。</p>
<p>高岡議員</p>	<p>自分の、それとも議会が与えているものではない。それは何を言いたいかというと、我々の議会の話になりますけれども、タブレットですとなれば、今の配付とか、今おっしゃっていただいたことは一切手間が省けるわけで。</p>
<p>高味議長</p>	<p>だから、ないから。いや、分かりますよ、言うていること。ここではないから、要はこれは暫定的に一般質問を今試行的にやっているということで、これは予算をこの議会から要請できるかどうかという点はちょっと整理はせんないけませんけれども、一旦今回は試行的ということで事務局にお願いをして印刷をしてもらおうと。あくまでも試行的でこれは整理をちょっとさせてください。予算をこういう使い方ができるのかどうかというところは。その方向でどうでしょうか。よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>副議長。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>話を戻すけれども、今の局長の答弁というのが予算的にも、法令上もできますよという答弁ですよね。だから、お金の問題と法令の問題はないわけですよ。あとは残っている問題は、例えば精華町議会の場合は、その人の一般質問の朝9時だったかな、朝までに議長に届けることになっているけれども、そういうところをどうするかでしょう、</p>

佐々木議員 つづき	あと、この場で決めなあかんのは。つまり、例えば通告と同時に、配ってほしい資料を一緒に送るとする方法にするのか、当日の朝でもいいよということにするのか、その辺は、あとは段取りの話だから、そこはまず、民主主義で決めたらと思うけれども、さっきの局長の答弁ではお金の問題とか法令上の問題は特にないと。あとはうちの、今日の全協で方向性を決めてもらったらやりますよという答弁ですから。
高味議長	いや、改めて確認します。要するに一般質問は各議員の権利であって、その一般質問に政務活動費やなしに、公の事務費、議会費を使うことに問題がないのかどうかということころはもう一度確認をしたいと思います。
佐々木議員	どうということなんですか。
高味議長	どうです、問題ないんですか。いや、もうないと言い切れるのやったら、それは副議長の言われるような次の段階の議論をしたらいいんやけれども。 局長。
金森事務局長	例えば予算上、それから事務的な作業上については、可能か、不可能かといえば不可能ではない。これは先ほど申し上げました。ただいま議長からご指摘がありましたように、いわゆる議員活動に対して公費を支出することについて問題ないのか。支払いについては精華町ではされているということですが、改めて確認をしておきたいと思います。
高味議長	副議長。
佐々木議員	確認ですけれども、一般質問は議会活動ですよ。議員活動じゃないですよ。通常の形では、本会議の活動、委員会の活動は議会活動であって、個々の議員の議員活動ではありません。
高味議長	局長。
金森事務局長	今の私の発言については、何も否定をしているわけではありません。確認をしたいということでもあります。

高味議長	<p>その点はまだ整理をしなくてはなりませんけれども、私が先ほど言うたように試行的ということで、今回に限って資料の配付はお願いしたいと思いますけれども、それでよろしいか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>事務局は。</p>
金森事務局長	はい。
高味議長	<p>そうしたら、議長のほうにはその資料を許可だけはいただいでください。</p> <p>ほか、森本さん。</p>
森本議員	休憩を取ってもらえませんか。
高味議長	<p>暫時休憩します。</p> <p>(10:33)</p> <p>《暫時休憩》</p> <p>(10:40)</p> <p>それでは、再開いたします。</p> <p>先ほどの事務局に作っていただくというのも急なことにならないように、何日前かというのだけは決めておいたほうがええかなと思いますので、事務局、どうですか、どれぐらい。</p> <p>局長。</p>
金森事務局長	できましたら、定例会の前日までには聞いておけたら。
高味議長	前日でいいですか。
金森事務局長	前日の正午あたりで頂けたら。
高味議長	<p>前日の正午ね。それでよろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>そうしたら、資料配付についてはそのとおりといたします。</p>



高味議長 つづき	ほか、何か。 森本さん。
森本議員	次の定例会で予算をやっておかなければならないのは、最後のページの一步手前のところで④で議場の配置を改善してほしいという話。これについてどういうふうに対応するのかというのを決める必要があると思いますけれども。
高味議長	今言われているのは配席図のこと。
森本議員	そう、そう。
高味議長	それをどんなふうに変更するか。
森本議員	改善策はこれなのか、どうなのかということ。何か聞こえにくいとかというふうなことが、正確なメモを取ることができませんでしたと書いてある。発言内容が聞き取れなくてと。
高味議長	わかりました。資料2のことですね。 事務局から説明をお願いします。 総務課長。
松井総務課長	<p>総務課長でございます。</p> <p>そうしましたら、本日お配りしております資料の2、右肩に書いております、令和4年第1回組合議会定例会配席図（一般質問試行）という表でご説明をさせていただきます。</p> <p>レイアウトは皆さんお座りいただいていますようにイメージがあるかと思いますが、下段のほう、線より下で少し注意書きを入れさせていただいております。令和4年第1回定例会から対面式という形で議場の配置を変更させていただきました。以前は口の字形式でやっていたということでご確認いただいていると思います。</p> <p>現在は新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、各席に三面パネル、前にプラスチックのパネルを置かせていただいております。ただ、本日もそうなのですが、かなり今の状況も見まして、1人1席ということで広い配置にはさせていただいておりますが、三面パネルのほうは取らせていただいて、少し声が通りやすいということとさせていただきます。ただ、議場については前回、三面パネルを設置しておりました。</p>

<p>松井総務課長 つづき</p>	<p>発言時はマイクを使用いたしまして、室内スピーカーにて拡声ということは取らせていただいております。事務局職員が操作しております。前回、これもコロナ対応がありましたので、議場の出入口を開けたり、窓を開けたりということで換気対策を取らせていただきましたので、音漏れというのがあったかと思います。</p> <p>あと、一般質問時の時計計測を行う事務局職員が議長の横に着席をさせていただいて、一般質問が円滑に回るように配置をさせてもらっております。</p> <p>あと、傍聴席や一般席、それから報道関係者席という形で後方のほうに設置をさせてもらっております。構成市町の職員も傍聴として入ったりというふうなことで、今の時点では前回のこのような形で配席のほうをさせてもらっていて、これについて、またご指摘等あればいただければと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>この件について何かご質問。 大野さん。</p>
<p>大野議員</p>	<p>前の資料についてなんですけれども、精華町から出した提案の中に、この配置のときに答弁者が議長の後ろにおられたので、議長が振り向きながら指名をされているような、今回も、議長は前なので、事務局長とお話しされるときにまた後ろを向かないといけない。議長を一番後ろに、皆さんが見える位置に配置していただくということではできないでしょうか。議長が皆さんを見ないと指名するのが不便になっているように見えるので。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>この図面でいいますと議長が一番下にくるということを今おっしゃったと思うんですけれども、私もいろんな議会で、あまり数は多くないんですが、経験はしておるんですけれども、議長の前にそういう関係、いわゆる執行部側が座るわけなんですけれども、そういった例というのは見たことありませんし、やはり議長が前面に出て議員の皆さんのコントロールというか、議事進行を行っていくというのが本来あるべき姿ではないかなと一般的には思います。</p>
<p>高味議長</p>	<p>副議長。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>ちょっと論点がずれているんですよ。要するに私たちが出している</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>のが、議会運営のさっきからもあったように、要するに局長が答弁するのは別に、それはするなと言っているわけではないけれども、前回は全部局長がやってこられたでしょう。議長が前にいるもんだから、後ろで手を挙げているので、それは見えないですよ。だから、会議がスムーズにできないわけですよ。わざわざ議長が振り向いて、議長が確認して指名するということになるわけだから、会議の進行からいっただら、それは阻害要因でしかないということと、局長の答弁でよく分からないのは、精華町議会の方では議長より町長や特別職が前に出ています。横というか、前。要するに議長が見える範囲にいます。視野に入る範囲にいます。木津川市議会は違うんですか。後ろにいるの、市長、答弁者が、市長以下。</p>
<p>高岡議員</p>	<p>横に。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>だから、見える範囲ですね。言っているのは、要するに議長が後ろをわざわざ振り返らなくても、自分の見える視野の範囲で答弁者が入るような配置にするとやっているわけであって、むしろ配席に関しては、偉いとかそんなことを言っているわけでは何もないんですよ。会議の運営上、スムーズに行くにはどうしたらいいかということがポイントなので、ちょっと論点を戻さないで。今から、じゃ、このメンバーでいろんな市議会や町議会調べますか。そんなことやってられないので、合理的運営ですよ。答弁者がちゃんと議長の視野に入るという配置にしてもらったらいいというだけの話です。</p>
<p>高味議長</p>	<p>竹川さん。</p>
<p>竹川議員</p>	<p>高味議長の健康を考えてなんですけれども、この前のとき、ずっとこれなので、首が回らなくなるん違うかなと。何か気の毒でね。だから、例えば、事務局職員が議長の右にあるでしょう。後ろに事務局長がいてる。例えばこの2人を入れ替えるとかね。横やったらさっと分かると思うので。精華町議会は議長が我々のてっぺんにいてるんですよ。あと、行政とか執行部は皆前にいてるんですよ。だから、いろんな写真を見るけれども。</p> <p>高味議長、首回らんようになったら大変やなと思ってね。こればかりやってはったから。例えば事務局職員と事務局長を入れ替えたらちょっと楽になるよね。それぐらいの工夫でいいから。</p>
<p>高味議長</p>	<p>分かりました。ちょっと工夫させてもらって、ありがとうございます、気遣いいただきまして。ちょっと考えさせてもらって、スムーズに運営できる配置にしたいと思います。</p>

高味議長 つづき	副議長。
佐々木議員	要するに今の竹川議員からのとおりなので、基本的には。ただ、ほかの議員さんも思ったと思うけれど、さっき事務局からマイクで拡声するという話があったけれども、聞こえなかったですよ、あの日は。特にこっち側の一番後ろにいてたでしょう、この図面でいくと。その前に議長もいるし、この図でいったら2番、3番、4番の議員もいらっしゃるから、私のところからかなり遠いので、局長の答弁というのは本当に全部聞き取れない。だから、配置を変えて、質問者と答弁者が聞こえる範囲内にするか、もしくはマイクの性能をもっと上げて、みんなに聞こえるような音量にしていただかないと議論にならないですから。そんな難しくないです。単純に会議をうまく成立させましょうというだけの話なので、その辺の工夫はお願いしたいと思います。
高味議長	ちょっと事務局と相談しながら進めたいと思います。ありがとうございます。 ほか。
森本議員	今の件で。
高味議長	森本さん。
森本議員	今、佐々木議員が言うてはるのは、一般質問に特化してという、全体でということ。一般質問やったら、席を分かっているから変えたらいいだけ。
高味議長	はい。ほか何か。 伊藤さん。
伊藤議員	資料1のほうはさっきのこれだけで終わるということですか、それとも、ちょっと気がついたことで。すぐに資料に戻ってはったからちょっとお聞きしたんです。
高味議長	資料1につきましては事務局のほうから説明が終わって、質疑も終わって、一般質問に入りましたので。

伊藤議員	戻るかなと思っていたので。
高味議長	また、議会運営委員会が開かれますので、その場を通じてしていただけたらと思いますので。
伊藤議員	またと思って、進んでしもうたから。すみません。
高味議長	副議長。
佐々木議員	<p>今日のお話だと、ここまでの話ということみたいだけれども、さっきから議論あった議会運営委員会がいつ発足するかという話ですよ。実際いつからというか、どういう段取りで次の定例会の中身を相談するかというのがありますよね。</p> <p>この過去の資料を見ている範囲では、事務局の意向としては招集日、だから、カレンダーでいったら次の定例会の1週間前と思うんだけど、1週間前に招集をかけると。その日の午後に議運をやりたいということを書いてありますよね。前の発言はそうでした、前の事務局長の発言はそうでした。ということは、今回、11月29日だから、11月22日の午後に議運をやるという話になっていると思うが、私は予定が入っている。多分、精華町議会入っていますよね。なんだけれども、そこでどうするのかという議運の段取りをまず。今日はあくまでも全協だから、正式決定じゃないので、もう一遍議運で確認する必要がある。要するに、次の第2回定例会の運営方式について、それをどういう段取りですするのかというのが一つあります。</p> <p>もう一個は、ちょっとこれは前も事務局にお願いしたけれどもやってももらっていないんだけど、さっきから今日の全協で議論していた論点がずれる1個の原因は、木津川市と精華町議会の申合せがお互い分かっていないからという。頭に入っていないわけです。だから、お互いの議会の運営の前提で話をしているから、議論がずれるんですよ。明確であります。だから、事務局には去年に2つの議会の申合せを入手してお互いに情報交換して、同じなら別にいいけれども、違うものについてはどっちを取るのかとか、または折衷案にするのか、そんなのは、そういうことを話し合わないと同じことが起こりますよ、恐らく。今後議運をやっても、それぞれの議会の運営が頭にあるものだから、それぞれがお互いにということが起こってしまうんです。うちは今日は私が持っていますけれども、精華町議会の基本条例の冊子の中には申合せ事項というのが幾つかあるので、多分木津川市も明文化された申合せがあるんですよ。やっぱりその情報をお互いに交換してもらいたいというのが一つです。</p> <p>もう一個は、その上で、前回の委員会条例の改正の前に、伊藤議員から木津川市方式という話であったので、それはそれで了解するんだ</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>けれども、木津川市方式の中身がよく分からないんです。さっきから何回も言っているように、木津川市議会では議会運営委員会に正副委員長が入らないということが申し合せなんですよ。</p>
<p>高岡議員</p>	<p>議会運営委員会に。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>というのは、ほかの運営があって、精華町議会は副議長に関しては議運に入れるんですよ。要するに精華町議会の運営というのは標準的な規則どおり。議長が議会を代表するから、議長に何か事故があった場合に代理するのは副議長だけれども、議長に事故がない限り、ちょっと乱暴な言い方をするけれども、副議長は普通の議員という位置づけが全国的な標準会議規則の考え方ですよ。これは副委員長も一緒です。委員長に事故がない限り普通の委員と。</p> <p>その上で、伊藤議員がこの前おっしゃったのは、副議長にも議長と同等の発言権があるとおっしゃったわけですよ、木津川市議会は。そのルールを適用したいという話があって、だから、さっきから議論になっているように、8人いるけれども、正副議長を除いた6人で議運を構成するという話になっていますよね。確認したいのは、木津川市議会で副議長の権限がどういうふうに規定されているか。その明文化について、同じ明文化でうちの議会でも申合せをしてほしいということです。</p>
<p>高味議長</p>	<p>局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>3点ほどいただきましたので、順に考え方についてご説明したいと思います。</p> <p>まず、第2回の定例会、11月29日が定例会ということでご案内をさせていただいております。本来であれば1週間前に議会運営委員会を開いて、どのようにしていくかということをする必要があるということでございますけれども、現段階におきまして議会運営委員会を開くには至っておりません。したがって、次回定例会、11月の定例会におきまして開会をし、そして、暫時休憩をして、議会運営委員会をお願いし、正副委員長を選任いただき、その後再開ということになります。したがって、最終的には継続審査の議決をお願いし、その後、議会運営委員会を定例的に、継続審査も含めてですけれども、議会運営委員会の運営をお願いしていくというふうに考えております。</p> <p>2つ目です。各市町の申合せ事項についてということでもありますけれども、これにつきましては、もちろん確かにいただいておりますけれども、議員の皆様方のご議論をいただきながら、議会運営委員会でお答えするほうがいいのかということ考えているところでご</p>

<p>金森事務局長 つづき</p>	<p>ざいます。 それから、3点目、木津川市方式の議会運営委員会というところ でございますけれども、木津川市の議運におきましても、正副議長がオ ブザーバーで参加をいただいているところでもあります。したがいまし て、オブザーバーということでございますので、第一義的には6名の 議運の皆様方で議論を深めていただき、場合によっては正副議長もと なりますが、本来、そうすべきではない。ただ、議運の中で話がま とまらない、あるいはまとまったけれども、議長から、あるいは副議 長から協議をしている部分について、これこれこういったことについ ては、こうすればどうかというふうなサポートをすることができる というふうなことになっているということです。仮に採決というふうな ところが入ってくるといたしますと、採決権については正副議長には ないというふうに考えております。 以上です。</p>
<p>高味議長</p>	<p>副議長。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>1点目、要するに今の話と2月の確認とずれるのは、2月の確認の 段階で当時の局長は、臨時会で、要するにさっきあった2月の下旬ぐ らいに議長が指名しているじゃないですか、議運のメンバーを。だか ら、指名されたわけだから、議運自身はあるわけですよ。あるので、 臨時会を開いて、そこで、さっき局長が言ったように、議長から何々 さん、何々さんを指名しましたよというふうに報告してもらって、今 あったように本会議を休憩して、正副委員長を互選して、正式に議運 を発足させると。それをしていれば、さっきあったように、今度の第 2回定例会の1週間か10日なんか別にして、前の段階で正式な議運 が開けるんですよ。その議運で、今お話があったような一般質問の方 式だとか、認定だとかというのを普通協議するわけですよ、普通の議 会では。定例会の中身をどういう順番でやるかとか、どういう方式で やるかとか普通議論するでしょう、議会運営委員会で。今の話だと、 次の定例会ではまだ正副委員長が成立していないから議運を開けない となったら、せっかく委員会条例を今年の2月に改正しているのに、 実質的に議運が動くのは12月以降という話になっちゃうわけですよ ね。 懸念事項は、さっき局長がおっしゃったように、試行でやっている という話だけでも、さっきの話では様々、本来の例規と若干違う方 法でやろうという感じになっているわけよね。そこはうちも試行の場 合もあります。議運で例規はこう書いてあるけれども、試行で方式を ちよっと変更してやってみようと。それはできると思うんですけども、 あくまでもそれは議会運営委員会という正式な機関を通っている 話なんですよ、例規以外の方法を取る場合というのはね。それがうま くいったら、正式に例規を変更するというのをやっているわけで、</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>だから、物すごく不安なのは、本当に合法的にできるのかという問題が出てくるんです、そこは。だから、本来は11月29日の前に臨時会をやって、1時間とかやって、正式に議運を発足させて、その議運で正式に29日、来月の定例会の中身、一般質問の内容とか、議案の取扱いとか中身を確認するというのが筋だと思うのが1点目です。</p> <p>申合せの情報交換も議会ですてとおっしゃるけれども、そんなものさっさとやればいい話であって、3つ目にかかるのは、ちょっと答弁がずれているけれども、私が聞いているのは、普通の市議会、町村議会のルールでいうと、もう一遍言いますよ、議長は委員会に出席する権利と発言する権利はありますよね、どこの議会でも。それはあるんですよ。質疑もできますよね、場合によっては。けれども、副議長にはそんな権利はありません。全ての委員会に出て行って、議長と同じように発言したり、質問する権限はもちろんないです。もしそれが木津川市議会であるというんだったら、どんな申合せをされてるか知りたいんです、その文面を。オブザーバーであっても発言ができるという文面を。</p>
<p>高味議長</p>	<p>局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>法的なところについてお話を申し上げたいと思いますけれども。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>僕が聞きたいのは木津川市のルールですよ。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>だから、木津川市はその考え方に基づいてやっているということですが、今おっしゃったように、議長は出席する権限があります。発言もできます、そのとおりです。実は副議長には法的にはそういう権限はないんですが、おっしゃるとおり、したがって、毎回ではないんですけども、委員外議員の出席要求をまず冒頭にやっていただくというふうに聞いておりますので、副議長については法的には委員外議員の出席を求めるというふうなことで聞いており、というふうな運用をしていただくものと考えております。</p> <p>以上です。</p>
<p>高味議長</p>	<p>副議長。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>そういう変な処理したらあかんわ。まず、それはオブザーバーになってないです。もう一個、委員外議員の発言には、委員会の了承が要ります。要りますよね。</p>



金森事務局長	要りますね。
佐々木議員	要りますよね。ということは副議長が委員外でその場にいたって、委員会が発言は駄目といったら、何も言えなくなるんですよ。だから、その段階で議論は断られているんです。議長と同じような立場でオブザーバーで発言できるということはありませんということになるんですよ。ですよ、委員外議員の発言は委員会の許可が要りますよね。委員長がみんなに聞いて、例えばこの委員会に対して発言で手を挙げた場合、今発言申し出があったけれども、委員長が、あったけれども、あの議員に発言させていいですかとみんなに。うん、いいよともらって、発言ができるということでしょう、1回1回。そういう運用をしているということね、木津川市議会の委員会では。そういうことですね。
高味議長	局長。
金森事務局長	当然運用例というのは入っておりますけれども、度々といいますか、当然委員会の中で形式的なところもありますが、副議長についても委員外議員として出席を求めていくということで整理はされている。当然発言というのはこれまでも現場を見ておりますと、あまり発言は実際ないんです。
佐々木議員	そういうことを聞いているわけじゃない。
金森事務局長	発言については委員長の判断により、発言については可能というふうな運用をしているところでございます。
高味議長	木津川市議会では、常任委員会に関しては副議長の出席はないです。ただし、議会運営委員会に関しては、副議長をオブザーバーとして入れております。副議長が言われるように、木津川市議会の副議長の出席というのは異例なのかもしれません。しかし、恒例として、木津川市議会は副議長をオブザーバーとして入れています。けれども、局長が申したように、副議長の発言というよりか、議長は議会運営委員会を諮問機関として利用できますので、議長の発言は委員長の指名により発言は許されますけれども、副議長に関してはある程度議題にもよりますけれども、議題の内容の中で委員長が副議長に発言を求めるという形で今まで木津川市議会は行ってきた。言われて、そう言われたらそういうこともあり得るのかなと。我々、恒例で副議長は議運にはいるものやと思って進めてきましたので。

高味議長 つづき	副議長。
佐々木議員	<p>だから、論点がずれてるけども、要するに私が言っているのは、議運は全員で構成しようと思ったわけですよ。ただ、議長は普通、どこの議会でも委員会、議運に入れないから、諮問機関だから、諮問する方だから入れないので、それは外れるのはそうなんだけれども、今回、副議長を外すわけですよ。外す段階で、伊藤さんがおっしゃったように、木津川市議会では議長と同じように発言できるんだ。そういう方式を取っているんだと。だから、副議長は委員にしなくてもいいんだとおっしゃったんですよ。そうおっしゃいました。だから、となると、今の局長の発言と違って来るんですよ。その発言から、まさに了解した前提は、議長も副議長も、要するに副議長は議長と同じように議会運営委員会で発言することができる。だから、委員にならなくてもいいんだという理屈で聞いているから、それは一定分かるんですよ。理解できるんです。ただ、今のお話を聞いていたら、局長と議長の言っている話が違うでしょう。要するに、委員会の許可や、または委員長が必要と思った、副議長の意見を聞く必要があると思ったときだけに発言できるんであって、議長と同じように発言できないというのが今の話ですよ。じゃ、何で副議長を委員から外すのか分からない、そうなるよ。</p>
高味議長	竹川さん。
竹川議員	<p>木津川市議会の議運はよく分かりました。僕も、副議長と同じように解釈していたので、精華町議会という、具体的に言うと議運9人で、議運委員長で僕は議運委員なんですけれども、9人の中に普通に副議長は議運のメンバーなんです。そこに議長が入るということですね。だから、ここの議会でも普通に、議長は議長ですから、だから、あとの7名でももちろん副議長も含めて議運のメンバーでというのを提案させていただいたらなとは思いますがね。</p>
高味議長	<p>今言われているのは副議長もオブザーバーじゃなしに、精華町は委員として参加をしている。ですが、前回の議会では全員参加で議長、副議長をオブザーバーにしようということスタートしようやないかということになって、提案で、あの時の全協ではそれでいこうではないかというのを受入れてもらったということ。</p>
竹川議員	ちょっと違うんですね、実際は。

高味議長	<p>今聞いていたらいろいろと齟齬があるけれども、まず、そこも含めてスタートしていった中で、また議運の中で従っていったらどうかなと。そうしか、これ入り口からどうやこうやになったら、議運自体がスタートできるのかということになりますので。</p> <p>竹川さん。</p>
竹川議員	<p>だから、前提が間違っていたんですよ。それやったらええかなと思っていたんですよ。でも、はっきり言ったら副議長に発言権が全くないので、それはよくない。だから、木津川市議会のことはよく理解できたんですけども、ここでは全員で議運でやろうというのがそもそもの大前提であったので、ところがよく聞くと、副議長には発言権がないというのはそもそも大前提に反するので、もう一遍考え直して、全員が議運になると。ただ、議長は議長なので、だから、あとの7名で議運を構成するという、それが本来の姿かなと思うんですけども。</p>
高味議長	副議長。
佐々木議員	<p>だから、どっちはっきりしてほしいんです。つまり今、局長や議長が言ったように、木津川市議会方式だと副議長は議運の委員ではないから、ないけれども、発言はオブザーバーのものじゃなくて、委員外議員としてそこに座るのであって、発言の権限としてはないと。さっきも委員長やその委員会のメンバーがうんと言わなかったら発言できないという立場にあるというのが、今の木津川市議会の運用と分かりました。その木津川市議会の運用をこの組合議会でも同じルールで進むのかどうかを今問うているわけです。私を除いてやるとなったら、私はそれは了解できないということです、そしたらね。そうじゃなくて、要するに議長と同じように発言をする権限はあるよと、副議長もというんだったら、ここの組合議会での申合せとして明文化してくださいと言っているんですよ。木津川市議会の運営じゃなしに、とは外れて、この議会としては、議長みたいな権限はないにしても、議運に出席してオブザーバーとして発言する権限があるのかどうか、あるということを明確に無条件で発言する権利があるということを確認して、明文化してほしい。どっちかです。</p>
高味議長	<p>今、精華町のほうからそういう意見がございました。この件について、宮嶋さん、一番古い、何か意見があれば。</p>
宮嶋議員	<p>何か物すごく議運で対立するようなことが現実的に想定されているのかどうか分からんけれども、オブザーバーとしてということやか</p>

宮嶋議員 つづき	ら、議長と同じように発言してもらったらいんじゃないの。最終決めるのは議運なんだから、その意見を参考にすることなんでしょう。だから、別にそこであまり難しく考えんでもええん違うの。一々、今副議長から発言の求めがありましたけれどもよろしいですかというて、委員長が一々言わなくっても。手を挙げはったら、はい、副議長というのでいいんじゃないの。
高味議長	副議長。
佐々木議員	それだと、局長が言うてることは正しいですよ。局長は委員外議員としてと言ってしまったから、断言したから、それはルール上はこの議会でも、委員会の許可が要るんです、発言する場合には。それがルールです。だから、そのルールを変えるか、変えるなら、今宮嶋さんが言ったように、発言してもらったらいんじゃないのかなるからね。それを外すと確認されれば別にいいですけども、委員外議員ということですのでのだったら、そうならないです。
高味議長	局長。
金森事務局長	<p>ちょっと聞き漏れているところがあったら申し訳ないんですけども、先ほど私は確かに委員外議員としての出席を冒頭、毎議会、これは確かに運用的なところも当然ありますよ。委員外議員として副議長が出席できるようにするというのが法的なところでは、それが一番ということ。</p> <p>そして、発言権云々のところにつきましては、いろいろ権限ですね。議長も含めですけども、権限につきましては、正副議長はこれは申合せのとおりでカバーするわけですが、正副議長は議会運営委員会へ出席ができるものとする。ただし、表決権は有しないという申合せをしております。したがって、議運に副議長が出席をして、何か手を挙げるたびに採決するというふうな運用をしておりますし、する必要もないというふうに考えています。</p>
高味議長	副議長。
佐々木議員	今言わはったのがもし木津川市の申合せだとしたら、それをうちの分にできますね。
金森事務局長	ここのということですか。

佐々木議員	そうそう、もちろん、うちは木津川市の付属機関でもなんでもないので、独自のつくらないといけないわけですよ、ここのルールを。
高味議長	局長。
金森事務局長	木津川式方式でやっていこうということを前回、前回か分かりませんが、やっていこうということを皆さんで決められたんですから、その方式でいいんじゃないでしょうか。
高味議長	副議長。
佐々木議員	だから、さっきから言うように、そっちの議運というのは、何度も言いますが、副議長は議長と同じように発言できるよと、当たり前のようにね。発言できるよというのが前提で合意しているんですよ。ただ、その合意が、ここでは、今日の話では覆ってくるんですよ。だって、それは運用上そうかもしれんけれども、もしそれが運用上の話を、例えば過去のことを知らない委員長が就任したとしましょうよ、新しい議員さんが出てきて。その委員長が物すごく会議規則がよく分かっている人としましょうよ。仮にその委員長が副議長に発言させなくても、何の違法性もないですよ。通りますよ、法令上は。
金森事務局長	ちょっと今聞き漏らして。耳が難聴なので。
佐々木議員	<p>そうなの。だから、要するに、局長の話が若干気になるのは、運用上の話だったらいいですよ。さっきのも、今日の傍聴だって運用と言わはるけれども、うちの傍聴規則知っていますよね。傍聴券を発行しなあかんのですよ、受け付けた後。その傍聴券の中には住所、氏名、年齢を書かないかんのですよ。となるかもしれんね、うちの傍聴規則には。だから、それに背いた事務をやっちゃうというのは、これはよくないですよ、どう考えたって、公務員としては。ルールにないことをやるとか、ルールにあるのにやらないとかということは基本的に許されない。もし運用のほうを正せばなるのね、それは。運用のほう为正しかったら運用のほうに合わせたらいいわけですよ、規則を変えればいいわけですよ。それは別に私も反対しない。</p> <p>個人的にはさっき申し上げたように、傍聴券に住所、氏名、年齢まで書く必要ないと思います、私は。ないと思っているから、本来傍聴規則は改正すべきだと思っているけれども、これは横においておいて、だから、そういうのもさっきの木津川市議会の運用では、さっき局長がおっしゃったように、委員外議員としての出席だと、あくまで</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>も。委員内のメンバーではないと。しかも、議長と同等の、議長が委員会で発言する権限はありますから、議長と同等の権限は持たないと、法的にはですよ、持たないということは今確認あったわけですね。そこで判断する段階で、副議長の発言権を無条件に認めようと思ったら、何らかの申合せで、今局長おっしゃったのは、出席する権利はあるとおっしゃったけれども、発言する権利はあるとは言っていないですよ。要するに簡単に言えば、副議長が議運にいてもいいよと。でも、発言できる規定がないと今聞こえたので、そういうことですよ、今の申合せでは。</p>
<p>高味議長</p>	<p>局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>ちょっと待ってください、2点ございましたので、まず、傍聴規程でございますけれども、確かに傍聴券の配布という規定があって、前段に議長が必要と認める場合というのがございますので、これも運用という部分でさせていただいているところです。</p> <p>それから、私の先ほどの説明の中で、副議長には発言権はないというような表現はしたつもりはありません。出席をいただいて、当然発言はさせていただきますが、正副議長がただ発言はできるけれども、オブザーバーですよ、採決権はありませんよと。そういう趣旨のことを私は説明したつもりです。</p> <p>以上です。</p>
<p>高味議長</p>	<p>副議長。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>だったら、書きましょう、そういうふうに。木津川市のルールの中合せの下に、うちのルールとして、正副議長は出席して発言する権利があるというふうに書いて確定させましょう。</p>
<p>高味議長</p>	<p>今、副議長のほうから木津川市のルールでも、宮嶋さんが言われたように、副議長の発言は今までも多々あったわけです。ただ、議決権は2人にはないですよということの確認と、我々木津川市議会の議会運営委員会は、あくまでも議長と副議長はオブザーバーということで、自ら発言をすることは控えているわけです。控えているという言い方はちょっとおかしいかな。まずは議員皆さんの議論を聞いて、その中で発言をしなくてはならないときは挙手をして、発言をして、運営をしている。要は副議長が議会運営委員会の議論について、一から十まで手を挙げてしているということは木津川市ではなかったということで、オブザーバーという扱いになっていると。いろいろ運営の方向は違いますが、木津川市としてはオブザーバーであって、発</p>

高味議長 つづき	言は許されることやけれども、あくまでも議論については議会運営委員会のメンバーに任せて進めていっているというのが木津川市のやり方です。そのままそれを踏襲していくんやったら、そのまま踏襲されたらというのが前回の全協での決定事項やったんじゃないかなと思います。
佐々木議員	説明してません。そういう説明は受けてませんよ。
高味議長	森本さん。
森本議員	だから、今、佐々木議員の言われたことと、それから、高味議長が言われたことを含んで、議運の申入れ事項に、運営規則というのかな、ただし書があるんやったら、今の議論の中でみんなが納得できることは書き込んでおいたら、覚書として、申合せか覚書か、書き入れて、基本は木津川市の議運のルールに従うけれども、ただ、ここところについてはこういう副議長、オブザーバーはこういうふうにしますよとか、そんな覚書の中に書き込むようにしたらどうでしょうか。
佐々木議員	何度も言っているように、まず、お互いの申合せを交換しましょうよ。前から同じことを事務局にそれは。それが全く分からない段階で議論したってかみ合いませんよ、それは。だって、今のそこまでの話、前は聞いていませんよ。だって、あくまでも伊藤さんの話があったのは、木津川市では正副議長どちらもオブザーバーとして議運に出ているし、発言できますよという話は聞きました。だから、了解したわけですよ、副議長の発言については。今の話を聞いていると、極めて木津川市の運用では、副議長は発言は控えろと。これは伝統で慣例かもしれんけれどもね。慣例かもしれんけれども控えろということで運用されているんだったら、それをここに適用されたらそういう扱いになってくるよね。
高味議長	控えろという。
佐々木議員	そう言ったじゃないですか。
高味議長	控えろとは一切言っていないよ。控えろとは一切言っていないし、そこは議会運営委員会のメンバーがまず議論をして進めていくと。その中で必要があれば、副議長、議長が発言を申し出て発言をすると。あくまでも副議長が先頭を切って議論するということがなかつ

高味議長 つづき	たということを今の事実と言うているだけであって、それをああやこうやと言われたかて、あくまでも木津川市議会はこういうことで運営をしてきたということと言うているだけで。
竹川議員	よく分かりました。
高味議長	竹川さん。
竹川議員	木津川市議会のことはよく分かりました。ただ、今の認識で前回、僕ら、そうしましょうかと言ったんじゃないんですよ。例えば精華町議会の議運でいうと、佐々木副議長は議運委員長ですけども、精華町議長が一番よくしゃべるんじゃないですかね。普通に議運のメンバーとしてされている。みんなの意見を踏まえてされていると、そんなことじゃない。ごく普通の議運の一員という感じでしゃべってはるんですよ。僕ら、こういう場合、3人で打合せしているんですけども、そういう認識で前回の話をしているの、ちょっと前提が変わったので、だから、森本議員がおっしゃるように、普通に議長、副議長が議運で、まさに全員ですよ、普通に話をするという、そういう認識だったので、それを覚書に書いていただいたんだったらそれでいいんですよ。ちょっと認識が違っていたんでね。それを言っているんです。
高味議長	森本さん。
森本議員	次の定例会で議運を立ち上げて、そこで細かいことを決めていくんだと思うんだけど、細かいことというか、進行させるということだね。議運を今ここで細かいことを全部すり合わせというんやったら。
佐々木議員	細かいことじゃないですよ。
森本議員	いや、大まかなことでいいと思うんやけれども、先に立ち上げて運用させていくことが目的やから、今ここで大まかなことでここここが相違があったと。齟齬があったと。こういうふうに思っていたのに、細かく聞いたら全然違うかったというところが出てきてんから、そこが明確になったところは、いや、そうじゃないよ、こういうふうに、みんなが今日合意したら、そこはこういうふうに変えましょうと。ただしこういうふうにしましょうというふうにして、ポイントだ



森本議員 つづき	けを取りあえず納得しておいて、次の定例会で議運をやるということにつなげてないと、ここでつまずいてしまったら、議運が立ち上がらへんかったら何の意味もないから。
高味議長	副議長。
佐々木議員	それはそうやと思います。同意します、そこについては。ただ、今の、今日の会議の雰囲気から言うと、方向から言うと、木津川市議会の運用を基礎としてしまったら、今、私は副議長だけれども、副議長に関してはほかの議員と同等の発言をするチャンスはほぼなくなる可能性があるということが分かりました。議運を走り出すのはいいと思うんだけど、今の木津川市側の運用を導入するというふうになれば、次に議運をやられても、ケースは同じだけれども、副議長としてはあまり発言できないよという話になっちゃうわけですよ。まず、そういう規制がかかるという可能性があるんであれば、ちょっと別の考えなのでということです。
高味議長	森本さん。
森本議員	私がさっき言っているのは、佐々木議員が危惧されることを今この場で全員が納得するんやったら、その危惧をなくすような覚書を作っておきましょうと。
高味議長	副議長。
佐々木議員	だから、さっきお話ししたように、木津川市の申合せを基礎にしながら、もっと明確に正副議長が出席しても、副議長も含めて発言権があるよと、議運でのということをも明文化してもらいたいと、それは。
高味議長	まずは、オブザーバーということは意味は分かりますよね。
佐々木議員	オブザーバーの意味が分からない。
高味議長	オブザーバー、じゃ、そうしたら、議長、副議長には議決権はないということは確認、よろしいですね。

高味議長 つづき	(それは異議なしの声)  今、発言については、議長、副議長、発言はできると。
森本議員	この組合に限っては、そういう部分。
高味議長	うちでもできる。うちでもできるから。ただ議決権はありませんよという扱いをされることも含めて、議決権がないということを含めて、オブザーバーという扱いで木津川市は運用している。
森本議員	単に名前がオブザーバーということやから。
高味議長	議決権がないから。
佐々木議員	オブザーバーという言葉が議会上、ないんです。
高味議長	ない、ない。
佐々木議員	ないですよ。ただ、一般的に言ったら、さっき議長がおっしゃったように、そういう表決権がなくて、発言できるから、一応オブザーバーという言葉を使うのが一般的だけれども、議会の運営上、オブザーバーという言葉はないので、それをはっきりさせようと思ったら、副議長にどこまでの権限があるかというのをどこか明確にしてもらわないかんのですよ。ということを行っているんです。 今日の話を見ると、委員外議員であって、木津川市の運営上、あまり出しゃばらないよう、あまり発言しないで運用されているということから見れば、そこから見れば、委員じゃないから発言権はないに等しいですよ、ルール上。だから、ないに等しいルールでこの議会でも運営するのかを聞いているわけです。明確に発言権を、それはどこまで発言するかという話は人によって違うからね。いろいろあると思うけれども、運用じゃなしにルール上、副議長に議運での発言権を明確に規定する、または申合せするというのをしてもらわないとなかなか厳しいなと思いますね。
高味議長	あまり副議長が言われていることと、木津川市がしていることとは齟齬はないと思うんですよ。言うたら、副議長が発言を求めたら発言ができるという運営をしているから、何ら問題はない。

高味議長 つづき	副議長。
佐々木議員	ということは今の話を聞くと、要するに副議長が手を挙げてても委員長が指名しないと発言できないという話ですよ。
高味議長	それはもちろんですわ。それはどこの委員会でも一緒ですわ。
佐々木議員	ただ、普通の委員会だったら、委員は発言はできるじゃないですか。
高味議長	委員長が当てたら。
佐々木議員	そう、そう。基本的にはうちもそうだけれども、発言するたびに挙手する委員を当てないという委員長は基本的にいませんよ。
高味議長	いませんよ。うちもいません。
佐々木議員	いないでしょう。でも、今の話だと委員長が認めなかったら、副議長は発言できないよという話になりますよね。
高味議長	だから、それはどこの委員会でも一緒ですよ。
佐々木議員	議長、整理してください。今、木津川市も精華町も、普通の議運以外の委員会でも、議長は出ないじゃないですか、その委員でない限り。議運以外の委員会ですよ。に議長は出ない。議長は出ないじゃないですか。出てないんだから、指名されてなかったら当たり前の話やわな。
高味議長	出てなくて。
佐々木議員	ちょっと待ってください、ですよ。今は議運の話をしているんです。議運に関しては、精華町議会は、副議長も議運でも出ることができます。現実に議運のメンバーの一人です。当然一員として、副議長じゃない、一員として発言ができます。表決権もありますという扱い

佐々木議員 つづき	をしているわけですね。今の話は、木津川市の場合は、副議長については出席はオーケーだと局長がおっしゃった。申合せ、出席できるというのはあるとおっしゃった。でも、出席できるだけであって、発言できるとは明確に書かれていないということが分かったわけよね。その後の議論で、今の議長の話を知ると、要するに議運の委員長が指名しなければ発言はできない。
高味議長	それはどこの委員会でも一緒よ。どの委員会でも。
佐々木議員	違う違う、私が言っているのは、普通の委員を指名する話ですよ、オブザーバーで出席する委員。
高味議長	だから、出席されるんやから、出席者が挙手をして発言を求めたら、普通、委員長は発言を許すという運用ですよ。木津川市も。何の問題もない。
佐々木議員	じゃ、そう書きましょう、そうしたら。それは申合わせに。
高味議長	何にもこんなん書いて、書けというなら。
佐々木議員	ちょっと乱暴ですよ、会議規則上は発言権ないんですよ、副議長には、どの委員会も。
高味議長	だから、何遍も言うてますやん。だから、委員長が出席者に対して挙手を求めた場合に委員長が指名をしたら、発言ができることは、当たり前前の運営です。
佐々木議員	当たり前じゃない。違いますやん。
高味議長	どう違うんですか。
佐々木議員	もう一遍言いますよ。普通の委員会ですら委員だったら、普通、挙手したら指名しますよね、当たり前前の話。それは当たり前なんですよ、そこは。けれども、今の話は、オブザーバーで出席する議員の扱いはどうするかということでしょう。

高味議長	だから、オブザーバー。
佐々木議員	だから、オブザーバーの場合で明確に発言ができるよう。
高味議長	出席者は出席者として、オブザーバーであろうが出席者として、挙手を求めたら発言を許しているというのが木津川市の今までのやり方ですと何遍も説明していますやん。だから、佐々木さんが心配してはるのかどうか知らんけれども、副議長が手を挙げたときに、委員長が無視するようなことはない。
佐々木議員	だから、それを明確に。
高味議長	それが、そこが信用できへんのやったらもうあかんやんという話やん。僕はそんなの書く必要もなく、きちんと運営できるやないかというのが私の意見です。 副議長。
佐々木議員	これはここだけじゃなしに、うちの議会でも話になるけれども、今の議員はそうかもしれません、今日の話を知っているから。けれども、来年、選挙でしょう。その次には我々、選挙でしょう。もしかしたら来年だってメンバーが替わるかもしれないですよ。そのときに、この議論を聞いていない人が見れば、何を基準にするかといったら会議規則ですよ。だから、会議規則には、何遍も言いますが、議長は発言権あるけれども、副議長はないですよ。それが普通の考え方です、議会運営の。普通の会議規則というのは、要するにちょっと修正して運用しますよと言っているわけ、議長が、でしょう。それはいいよと言ってるんですよ。修正して運用するんだったら、ちゃんと書きましょうと、それは。明確に、申合せでもいいから、明確に書いて、オブザーバーである議長、副議長については、普通の委員と同様に発言できますよと。もちろん表決権はないですよ。議決権はないけれども、発言に関しては普通の委員同様、発言できますよと明確に書きましょうよ、そうしたら。
高味議長	分かりました。申合せ事項に書いたらどうやという話です。ただ、次の議員がこの話が分からないんじゃないかというのは、これは違うと思う。ちゃんと議事録も残っておりますので、そのことはずっと残ってくることであって、私ら知りませんではないです。きちんと議事録を読んだら、このときにはこういう議論がありましたということが残りますので、それはほっといて、明文化していこうということにつ

高味議長 つづき	いてどうですか。 宮嶋さん。
宮嶋議員	皆さんがそれでええと言わはるのやったら、もうそうしたらいいんじゃないですか。今は何を危惧されているのかよう分からんけれども。木津川市精華町環境施設組合議会としてスムーズに進行できるようにするということで進めていくということで、疑念があるんやったらそこは明確にしておいたらいいいと思いますけれども。
高味議長	副議長。
佐々木議員	ただ、今の発言は、でも、皆さん知っていると思うけれども、議運をつくろうというときに幾つか案があったじゃないですか。全員で構成するか、半分の議員でやるとかという幾つかの案がありましたよね。そのときに選択したのは全員でやろうだったんですよ。全員でやろう。もちろん議長は入りませんよ。でも、基本的に全員でやろうというのが合意事項ですよ。そのときに、じゃ、条例改正案をつくるときに、じゃ、誰を委員にしようかという話になってくる。そのときに出てきたのが、何度も言っているように、木津川市の運営方式。正副議長は委員にしないという運営方式でやろうという話になったわけですよ。その話したときの話合いの原点を、さっき竹川さんからあったように、正副議長も普通の委員と同じように、もちろん表決権はないけれども、普通の議員と同じように発言できる権限があるよという理解で私は同意しています。ところが、今日の話がまた違っているので、だから心配だから、会議録じゃなしに、ちゃんと申合せの一項目として。だから、もっと言えば、この議会については、例規集以外に申合せをちゃんと明確にしておくべきだと思います。文書として残すべきです、これは。そうしたらと思うんだけど、その申合せ事項の中に、ちゃんと委員のメンバーでなくとも、正副議長については議運において発言することができるということを明確に書いていただきたい。それが最低条件です。
高味議長	竹川さん。
竹川議員	私たちこの現メンバーはよく理解できてるんですけども、やっぱりどんどん人間が替わっていくので、どっちでもええんやったら書いたらいいので、覚書をね。なくてもいいん違うの、あってもといいん違うのやったら作っておきましょうよと。

高味議長	という意見です。どうですか、皆さん。 森本さん。
森本議員	今言われているように、書かないと前へ進まへんのやったら、やっぱりそれは書いておいて、まず、議運を立ち上げて進めていくことが大事やから。これで、また何代か先の議員は、そんなオブザーバーやから、そんなものは要らないよとなったら、そのときまた覚書を差し替えたらええことやから。今は取りあえず精華町の出てこられている議員さんは思い違いをしていたから、それに触れないと納得できないとおっしゃっているんやから、取りあえずそれを入れて運営を進めていくという立場で、僕はそれでいいと思います。
高味議長	ここでこの話が今出ていますけれども、覚書は輪番制であるとか、議員定数のことに関しては、ここに移ったときにちょうど私が次長で、杉浦さんが議長で、いろいろ協議をして覚書、それぐらい違うかな、今、覚書は。 総務課長。
松井総務課長	今あるのは事前にお配りしました議長、副議長に係るもの、それから、一般質問の試行にかかるものがあると、この2つが明確に文書として残っているところです。
高味議長	今回、今言われたように、議会運営委員会としての覚書の中にその一文を入れて、議会運営委員会でやるという方向性でいきたいと思います。それでご異議ございませんか。
佐々木議員	だから、明確に書いてください。
高味議長	書くと言ってます。
佐々木議員	正確に確認してください。
高味議長	今諮っています。 それでよろしいですか。  (はいの声)

<p>高味議長 つづき</p>	<p>そうしたら、議会運営委員会としての覚書を新たに作成して、まずはその1項目を入れるということで進めたいと思います。 時間も大分押してまいりましたので、あと、あれやね。 総務課長。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>先ほど、本日ご議論いただきました内容で、次回の一般質問に向けまして、現在の試行に係る確認事項から若干変更して行うということをご確認いただいたと思います。 内容でいいますと、幾つかございましたが、現在の確認事項からいいますと、現在の一問一答、この部分は規則にも確認事項にもうたっておられない状況になってございます。令和4年1月11日、これで一旦施行にかかろうということしておりますし、毎度毎度細かな修文をしていって改訂をするのか、本日、全員協議会での確認事項ということで皆さんにご確認いただけるのであれば、確認事項を更新していくんじゃなくて、最終、これから議運のほうで先ほどありました申合せですね、覚書と言われたもの、申合せで整理する中で最終的にきっちり押さえていくのか、そのあたりご確認いただいて、もう来月には通告の案内もさせていただくこととありますので、それまでにこれをきっちりそのあたりをしたものをまいてからしか動いたらあかんとおっしゃるのか、今日確認できたので、この1月11日の確認事項は生きにしておいて、次回の中身は一問一答でやるというふうな運用でやっていくのか、そのあたりだけご確認いただければなと思うんですが。</p>
<p>高味議長</p>	<p>要は今日確認した一問一答、30分云々を今明確化するのか、その明確化は議会運営委員会ができてからきっちり明確化するのかということをおっしゃっているわけですね。その進め方はそれで進めるということは皆さんに確認をしていますので、今事務局が言うているように、今回ここで決めたことを明文化するのか、改めてもう一度議会運営委員会で明文化するのかという提案やな。どうでしょうか、もう明文化しておきましょうか。</p>
<p>森本議員</p>	<p>運用は進めてもらったらいいん違う。</p>
<p>高味議長</p>	<p>いやいや、明文化の話。</p>
<p>森本議員</p>	<p>明文化は。</p>
<p>高味議長</p>	<p>進めるのは進めることで、全会一致で決めたやん。</p>



森本議員	明文化は次の議運のときに配ってもらったらいけれども。
高味議長	そしたら。 副議長。
佐々木議員	筋から言えば、11月29日の前に臨時議会を開いて、最終的に議運をつくるわけですよ。筋から言えば。だから、ここで合意しているわけだから、それで運用してもらったら結構だけれども、そこはしっかりと本来から言えば、2月に条例改正して議運ができたわけですよ。しかも、さっきあったように、指名もされているわけですよ。議運ができて委員もいるのに、そこで諮らずにという話になってしまうとまずいので、本来から言えば臨時会を短時間でやっていただきたいと思えます。ただし、それが難しいんだったら、それこそ今日、日程的にこれで終わるんだけれども、次の定例会の1週間以上前の段階で正式にどこかでやらないとどうしようもないですよ、本当に。議運ができないでしょう、次の定例会まで放っておくと。11月29日まで議運が正式に発足しないと、正副委員長決まらないという話になってしまったら、具体的には要するに9時半なら9時半に一旦開会して、休憩して、議運を開いてという、その後、正副委員長を決めて、その後今日相談していることを正式確認するとなったら、本会議の中断時間が延びますよ。それでもいいんだったら、それでいいと思えますけれども。どうなんですか、それ。
高味議長	総務課長。
松井総務課長	中身、運用につきましては、例えば具体的に言いますと先ほどの一問一答、これは行うということで本日、全員協議会の中でご確認いただけたと思えます。申し上げましたのは、今残っている、手元に明文化されているのは1月11日のこの部分しかありませんので、ここに一問一答のことを入れていないという状況での確認事項しか残っておらないということになっています。ですので、次を始めるまでに、ここにうたわないといけないというふうなご判断をされるのか、今日確認したので、この確認事項はこのまま生きでよいというふうにご確認いただけるのか、その部分をご確認いただければなと思うんですが。
佐々木議員	意味が分からない。
高味議長	伊藤さん。

伊藤議員	全員の議員さんがおられて、一応決しているということですので、それは同じことを二度やる必要はないと。今確認して、それで異議が出ていないから、それでいいかと思います。
高味議長	副議長。
佐々木議員	課長がおっしゃった、要は内容だけれども、1月11日の確認事項があつて、それは12月の全員協議会での話をまとめたものでしょう。だったら、次にある定例会のルールと云ったら、今日話したことじゃないですか。今日話したことのほうが新しいんだから、次回も新しいほうが優先しますやん、ルールというのは、基本的には。だから、前回の1月11日と今日話したことが矛盾しているところは、それは変更しなあかんという話よね、今日の話からしたら。新しい合意の運用なんだから。それだけの話であつて、そんな難しい話じゃないとは思うんだけど。
高味議長	総務課長。
松井総務課長	すみません、手続き論みたいな話になっておりますが、前日も12月に全員協議会でご確認いただいたことをペーパーにまとめて、その間で議員の皆様にご確認をいただいて、1月11日に決定をして、そこから一般質問の通告の手続きに入ったという手続きを踏みました。今回も、本日も確認いただきました。次、来月早々には通告案内を予定しておりますけれども、その間にここに一問一答という言葉を書いたものをまたご確認いただいて、事前の日付で更新なりする必要があろうかという部分をご確認いただければなと思うんですが。
佐々木議員	あるんじゃない、必要は。
高味議長	総務課長。
松井総務課長	そういう形でしっかりするということであれば、少し文案をつくらせていただきまして、再度議員の皆様にご確認をいただいて、それでご意見ないということであれば、その日付で更新をかけて、その後に通告の案内をしていくという手続きが必要ということでございましたら、少しそのあたりまた事務局のほうからご連絡をさせていただきながら、議員の皆様方にご確認等いただきたいと思いますが、その方向という形になります。

<p>高味議長</p>	<p>事務局案で進めたいということでご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>日程調整もありますので、できるだけ早く行ってまいります。 もう時間も押していますので、次回の定例会の日程について事務局から説明をお願いします。 総務課長。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>総務課長でございます。</p> <p>次回の定例会までの間のこのスケジュールにつきまして、現段階の案ということでご報告させていただきます。</p> <p>まず、既に事前連絡させていただいておりますのは、本年11月29日火曜日9時30分から令和4年第2回の定例会を開会したいというふうに考えております。これに伴います招集告示でございますが、おおむね1週間前になりますので、現時点でいいますと11月22日の火曜日が定例会の告示予定になるかなと考えてございまして、この日に議案書配付という形になろうかと考えています。</p> <p>その前に、一般質問の通告の締切りを設けます。現在の一般質問の試行に係るもののご確認の中でいきますと、本会議招集告示日のおおむね7日前までの正午という形でご確認をいただいております。このあたりは少し土日休日等の関係もございまして、現時点で考えておりますのは11月14日月曜日、告示の8日前になります。11月14日月曜日の正午までに通告の締切りをいただけないかなというふうに考えてございます。その内容でいきますと、そこから約10日以上前ぐらいには通告のご案内をしなければならないと考えておりますので、このあたりにつきましては10月31日、11月1日の週、10月31日から11月の初旬の最初の週のご案内をさせていただきますと、通告前のおよそ12日前以上にご案内できるのではないかと考えております。</p> <p>先ほどご案内させていただきましたとおり、こちらの確認事項のほうをしっかりと確定してから、そういう行為を起こすべきだという話でございましたら、確認事項につきましては10月の末までにはご確認いただく必要がございますので、来週にでも事務局のほうで素案を作らせていただいて、ちょっと日にちのない中ではございますが、ご連絡させていただいたものをご確認いただいて、また事務局のほうにご意見等いただいて、最終的にこういう場ではないですが、全員のご意見がないという確認が取れた時点で確定させたものを確認事項としてまた改訂したいというふうに考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>日程、当日の定例会の。</p>

高味議長 つづき	議会運営委員会はその定例会で行うということやな。 総務課長。
松井総務課長	はい。議会運営委員会は先ほどまでの議論のとおり、現時点で開くことができませんので、最短で開けるのは定例会の当日、11月29日となりますので、事前の議会運営委員会の開催は現時点では予定していないというところでございます。
高味議長	事務局案はそういうことでございますので、日程等々の窮屈さがありますので、首長関係のこともあっての日程調整かと思っておりますので、その方向でよろしいでしょうか。  (異議なしの声)  副議長。
佐々木議員	別に日程自体はいいんですけれども、よく分からない。前は2週間前ですよ、定例会の通告締切りが。
松井総務課長	通告の締切りはおおむね告示日の7日前と。
佐々木議員	だから、今回15日前ですよ。何か理由がいまいち分からないのと、1日早くしなきゃならない理由がどこにあるかというのが分からないのと、それから、事務局には申し訳ないけれども懸念事項があって、この間の定例会のいろんな質疑、議案質疑も含めて、会議録を見せていただいたけれども、例えば予算、決算の委託費の内訳だとかという資料を出してほしいという意見があったじゃないですか。だから、要するにこれまでの議会運営とか議案に関係するものについてもうちょっと説明をしてねという意見があったわけで、それについて、まだ議案は作られていないかもしれんけれども、ぜひとも次の定例会の資料の中には、これまで議員が出されたものはできるだけ反映させて作ってほしいというのが1点あります。 もう一点は、ちょっと申し訳ないけれども、これも議会のこのホームページの中に、議会のホームページを作るよという話があったじゃないですか。複数の議員から出ましたよね。それはいいと思うんですけども、ところが当時の事務局答弁では、皆さんと、つまり私たち議員の皆さんと相談をして、議会のホームページをどうするか相談させてもらいますよという答弁をされているんですよ。でも、相談なくて、今年の6月に会議録をアップしましたよね。だから、申し訳ないけれども、議会公式答弁と違うことをやられてるんですよ。答弁して

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>いることと違うことをやられているので、そうなると議会の権威なんて全くなくなりますよ。うそを言ってもいいとなりますからね、それ。だから、議会でやるとか、答弁のことは責任を持って、それは対応していただきたい。</p> <p>それから次、冒頭言っているみたいに、2月に決定したことを10月まで放っておくということも含めて、確認事項と違うので、この当時の確認事項とは。もし何らかの理由で、例えば震災が起こったとかという場合は、それはちゃんと連絡してください。こうこうこういう理由で予定どおりできなかつた。だから、代案としてはこういう日程になりますよと。それは別にそこまで私、否定することはないけれども、何も言わずにやることはやらない。答えたけれどもやらないとなってしまうたら、それは基本的な信頼関係に関わってくるので、それはしっかり対応していただきたいと思います。</p>
<p>高味議長</p>	<p>総務課長。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>総務課長でございます。</p> <p>ただいま幾つかいただきましたが、時間もありませんので、まず、日程の関係、改めてなんですけど、先ほど申し上げました11月29日を定例会の開会の起点といたしまして、まず、告示については7日前ということで22日になります。今の確認事項に基づきまして、通告の締め切りがおおむねその7日前ですので、ここをカレンダーでも確認しながらなんですけれども、告示の8日前で今回お願いできないかなというところで、11月14日月曜日に。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>だから、その理由ですよ。聞いているのは。</p>
<p>松井総務課長</p>	<p>これは我々の事務の関係も含めまして、おおむね7日前というところですので、1日前倒しになりますけど、この週の我々のほうの業務等も含めまして、1日前でお願いできないかなというところなんです。おおむね7日前というのは守らせていただいたのかなと考えているところなんです。案ということで。</p> <p>その前の通告の締め切りの案内につきましては特に規定はございませんので、できるだけ前もってと思っておりますが、10日以上前ぐらいというふうな思いを持っておりますので、11月の頭に確認させていただければ、それでも12日前以上にご案内できるのかなと思っておりますのでご提案の内容でございます。</p> <p>議案の資料等の関係につきましては、これまでいただきました意見に基づきまして、できるだけこちらでも丁寧にご説明できるような工夫をさせていただいているというところではございますが、まだまだそこは十分ではないというご意見もいただいているところでございま</p>

<p>松井総務課長 つづき</p>	<p>す。いただいた意見については、こちらのほうでできるだけ改善しながら対応はしてまいりたいですが、不十分なところは改めてご意見いただければと思っております。</p> <p>それから、ホームページの関係につきましては、ご意見が出ていましたように、この議会のほうでご検討いただく内容やということで確認はしております。その方法で進めるに当たりまして、この議論を進めていただくのに議会運営委員会というのがベースになってくるのかなと考えていたところです。その中で、今回、議会運営委員会がなかなか開けない中で、少しでも動かしていくというところで議長とも相談させていただきまして、ホームページを更新していくと、作っていくということは方針ができています。その前にまず、最低限資料で出すものということで、本会議の資料はそちらを前もって、今も改定する前ですが、今のホームページの中にページをつくって早めに公開をしようというご判断をいただいて公開をして、皆様に周知をさせていただいたというところでございますので、議会のホームページはまだこれから作っていくものということでご議論いただきたいというふうに考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>高味議長</p>	<p>事務局としても、いろいろご不満はございましょうが、一生懸命やってくれているということを理解していただいたらなと思います。</p> <p>ほか。</p> <p>副議長。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>あと、気になっているのは、この間、事務局とやり取りさせてもらっているけれども、今日の議題の1個として、継続案件になっている議案第4号について相談したいということ若干聞いているんだけど、今日の議題になっていませんよね。心配しているのはこのまま何も議論というか協議がなくて、少なくとも全協でこれはちょっとややこしくしてるじゃないですか、この4号に関しては。全協でやることに對しても若干疑念はあるけれども、それは横においておいて、このままいって採決に移ってしまったら混乱を招く話なんだけれども、それは第2回定例会には何もしない。要するに下打合せだとか、調整だとか、それで突っ込むつもりなんですか。</p>
<p>高味議長</p>	<p>議案については、提案権は管理者側にありますので、木津川市議会は事前に協議をすることを極力しておりませんので、そこは管理者側がどうするかということで、議会がどうこうということではないのかなと。木津川市議会の場合、全協で事前に議案の説明とかというのはいかんということで、発議、提案があつてから本会議にて議事を進めるということで行っておりますので、議会からあせえ、こ</p>

高味議長 つづき	うせえということをやっているところはない。 副議長。
佐々木議員	ちょっと議長、一貫してくださいよ。今の議長の発言が本当だとしたら、前回、2月8日に全協をやったこと自身が間違いですよんか。
高味議長	いや、違う。
佐々木議員	いや、なってしまうんですよ。要するに議案については調整しないと。ぶっつけ本番でこの場でやるんだと、もしそれが本当だとするのなら、だとしたら2月8日の本会議後の全協というのは間違っただということになっちゃうんですよ。
高味議長	あれは全協。
佐々木議員	<p>いいですか、だから、そこの扱いもちょうど疑念が残るわけだからね。もし本当に議長が言うとおりの、この議会みんなが合意すれば、事前の調整なり、そういう追加説明なり、そういったものは一切やらないと。いわゆる事前審査になっちゃうからやらないということでのやるのか、それとも、みんなが一定納得して議案の採決に臨もうと思ったなら、やっぱり疑念のところは平場のところで、本会議じゃなしに平場のところでやっておかないと。しかも、今日のところは決めてないけれども、これは本会議質疑になるからね。一般質問じゃないので、3回制限がかかってくるわけですよ、質疑回数に。この前の2月8日の全協は3回制限かけてないじゃないですか、全協だから。だから、あれだけフランクな話ができただけだとしても、それは全く追加の調整なり、要するに落とすところをこの8人がイメージせずに突っ込むというのは物すごく危険だと思います、私は。これは単純に賛成反対の話やしね。議会運営、次残っているというのは物すごく怖い、これは。</p> <p>要するに聞きたいのは、継続案件の議案第4号については、もうこういう場で、もしくは別途委員会なりで詰めるというか、議論する余地はないという判断を管理者はしているという理解でよろしいですね。</p>
高味議長	管理者の判断はどうかということは確認は取っていませんけれども。





<p>金森事務局長 つづき</p>	<p>たしました議案第4号につきましては、事実上の協議、継続協議という意思決定をされて、閉会後に継続した議論をいただきました。しかしながら、委員会付託をして、法的な継続審議にはなっておりませんので、法的には廃案となっておりますので、いま一度これをお願いしたいという時には、再提案というふうな形になると思います。 以上です。</p>
<p>高味議長</p>	<p>副議長。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>今の答弁からいうと。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>もう一遍言いましょうか。議案第4号で2月定例会に上がりました。これは事実上の継続協議という意思決定をいただいて、終了後、全協をいただいて議論していただいた。必要なら臨時会をお願いして、引き続きこれについて議論いただきたい、採決いただきたいという方向性で2月については終了したわけでありまして。しかしながら、次、法的な話。法的にはいろいろ提案をして、未決のまま定例会が閉会したということは、その時点で法的には廃案というふうになっております。けれども、それを何とかしたいという思いがあって、それを何とかしようと臨時会をお願いする、あるいは12月の定例会をお願いするということはあるわけでありましてけれども、一旦廃案になっておりますので、当然いま一度委員会なり、定例会で同じものをもしかしたらいろんなご指摘いただいて若干変わることもあったかもしれませんが、改めて提案をし、お願いをするというのが本来の流れだろうというふうに思います。</p>
<p>高味議長</p>	<p>副議長。</p>
<p>佐々木議員</p>	<p>今、局長の言っていることは一理、同じように思いますよ。ということは、2月8日の本会議の私たちの決定自身がおかしかったということですね。通常の継続審議というのは、冒頭、議会でどこかの委員会に付託して、その委員会がもっと時間が欲しいということで、最終回に委員長報告できないから時間を頂戴ということで継続審査を申し出て、それを本会議でオーケーというのが本来の継続審議なんだけれども、前回の議案というのは要するに本会議で議論して、継続審議動議を受けて、それを可決したという状態で、私らはこの議案はまだ生きています。生きていて、まだ単に継続になっているという理解をしていたんだけれども、後で気づいたんですけれども、今局長が言ったことは一理あるんです。要するに本会議で継続決議できるかということ非常に微妙な要素を持ってくるので、そういうのを例規上見たとき</p>

<p>佐々木議員 つづき</p>	<p>に、恐らく局長が正しいと思うんですよ。要するに結論は出ずに、会期末が終わっちゃったわけだから、審議未了で廃案という解釈もある意味正しいというふうに私は思っているんです。</p> <p>ただ、そうであるんだったら、そこをはっきりとしておかないと、私らの中では今の局長の話聞くまでは継続審議だから、次の定例会、本会議にも同じように議案が出てきて、要するに生きている状態で、それに対して賛否を問われると今まで思っていたわけですよ、さっきの話までは。そこはちょっと理事者というか、管理者側にもしつかりとしてほしいと思うんだけど、廃案という理解をしたなら、廃案という理解をしているという意思表示をしてもらわないと、今の局長の話だと、一応廃案になったけれども、同じのを出す可能性はあるよと。それはあるかもしれないよね。別の、一時不再議は関係ないから、次の定例会の会議では。出てくる可能性はあるけれども、少なくとも2月の段階の議案としてはもう死んでいるという理解で今日確認しておいていいんですね。</p>
<p>高味議長</p>	<p>局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>冒頭にわたくしが申しあげましたけれども、法的な見方ということで廃案という言葉を使いました。けれども、けれどもです、今のところ、臨時会をして、何とか臨時会をしてでもこの議案については通したいという思いが執行側にもあるわけでありまして。ただ、法的なこともあります。けれども、この議案を何とかしたいという思いがあった。それをいつ、どのような形でできるのかということについては、今現在も並行して検討を進めているところでありまして、何もなくなりました、これはなしですわという状況ではないということだけのご理解賜りたい。</p>
<p>高味議長</p>	<p>要は理事者側としてはもう一度、再度の提案も考えているけれども、前回の第4号議案は法的にも廃案になっているということで確認をお願いしたい。</p> <p>局長。</p>
<p>金森事務局長</p>	<p>今、議長からお話があったとおりでございますし、その上で先ほどもわたくしが申しあげましたけれども、事務局運営も含め、全般について改めてさせてもらって、議案第4号のことも含め、改善の上で、どうしたらうまくできるのかということをしつかりと議論した上で、またしかるべきときをお願いするものはお願いしたいということでありまして、一旦は保留にさせてもらっておりますことご理解を賜りたいと思います。</p> <p>以上です。</p>

高味議長	<p>時間も12時回っておりますので、今日したことをもう一度整理をして出さなあかんことは出させていただきます。</p> <p>長時間にわたりまして、慎重なるご審議ありがとうございました。</p> <p>以上で、全員協議会を閉会いたします。</p> <p style="text-align: right;">(12:10)</p>
	<p>この議事録の記載は、適正と認めここに署名する</p> <p style="text-align: right;">議 長 _____</p>